

平成 30 年 第 1 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 30 年 3 月 2 日

閉会 平成 30 年 3 月 13 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成30年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・2	金	(開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 平成30年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 平成30年度芦北町一般会計予算(歳入)の連合 審査会
3	土	休 日
4	日	休 日
5	月	委員会審査 建設経済(現地調査、建設課、農林水産課) 文教厚生(教育課、福祉課)
6	火	委員会審査 総 務(企画財政課、総務課・基幹支所、議会事務局) 文教厚生(生涯学習課、住民生活課)
7	水	委員会審査 総 務(会計室、税務課) 建設経済(農業委員会、上下水道課、商工観光課)
8	木	委員会予備日
9	金	委員会予備日
10	土	休 日
11	日	休 日
12	月	本会議 一般質問
13	火	本会議(最終日) 議案審議(委員長報告) 閉会中の継続調査・審査の申出 (閉 会)

目次

第1号（3月2日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	5
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	11
第1	会議録署名議員の指名	11
第2	会期の決定について	11
第3	諸報告	12
	議長諸般の報告	12
	行政報告	12
第4	議案第1号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	12
第5	議案第2号 平成29年度芦北町介護保険事業特別一般会計補正予算 （第3号）	16
第6	議案第3号 平成29年度芦北町有温泉事業特別一般会計補正予算 （第2号）	17
第7	平成30年度施政方針と予算大綱説明 （一括議題＝日程第8から日程第16まで）	17
第8	議案第4号 平成30年度芦北町一般会計予算	26
第9	議案第5号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	26
第10	議案第6号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算	26
第11	議案第7号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	26
第12	議案第8号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	26
第13	議案第9号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計予算	26
第14	議案第10号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	26
第15	議案第11号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	26
第16	議案第12号 平成30年度芦北町水道事業会計予算 （一括議題＝日程第17から日程第18まで）	26
第17	議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について	27
第18	議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關す る基準等を定める条例の制定について	27

第19	議案第15号	芦北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
第20	議案第16号	芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	28
第21	議案第17号	芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について…	29
第22	議案第18号	芦北町情報公開条例及び芦北町個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について……………	30
第23	議案第19号	芦北町薩摩街道佐敷宿交流館条例の一部を改正する条例 の制定について……………	31
第24	議案第20号	芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	32
第25	議案第21号	芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	33
第26	議案第22号	芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	33
(一括議題＝日程第27から日程第29まで)			
第27	議案第23号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	34
第28	議案第24号	芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について……	34
第29	議案第25号	芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の制定について……………	34
第30	議案第26号	芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定につい て……………	37
第31	議案第27号	芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定につい て……………	38
第32	議案第28号	芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定につ いて……………	39
第33	議案第29号	芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について……	39

第34	議案第30号	芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について	40
第35	議案第31号	芦北町物産館の指定管理者の指定について	41
第36	議案第32号	芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について	42
第37	議案第33号	芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について	42
第38	議案第34号	芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について	43
第39	議案第35号	古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について	44
第40	発議第1号	芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	44
7	散 会		46

第2号（3月12日）		頁
1	議事日程	49
2	出席議員氏名	49
3	欠席議員氏名	49
4	説明のため出席した者の職氏名	49
5	事務局職員出席者	50
6	開会 開議	53
第3	一般質問	53
(1)	坂本登議員第1回目一般質問	53
	○竹崎町長答弁	54
	○田渕住民生活課長答弁	54
	○川尾税務課長答弁	54
	○下田総務課長答弁	54
	○澁谷教育委員長答弁	55
	○長船教育課長答弁	55
(2)	坂本登議員第2回目一般質問	55
	○田渕住民生活課長答弁	56
(3)	坂本登議員第3回目一般質問	57
	○田渕住民生活課長答弁	57
(4)	坂本登議員第4回目一般質問	57
	○竹崎町長答弁	58
(5)	坂本登議員第5回目一般質問	58
	○下田総務課長答弁	58

(6) 坂本登議員第6回目一般質問	59
○下田総務課長答弁	59
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	59
○下田総務課長答弁	59
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	59
○下田総務課長答弁	60
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	60
○下田総務課長答弁	60
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	60
○下田総務課長答弁	61
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	61
○長船教育課長答弁	61
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	61
○長船教育課長答弁	61
(13) 坂本登議員第13回目一般質問	61
○長船教育課長答弁	61
(14) 坂本登議員第14回目一般質問	62
○竹浦教育長答弁	62
(15) 坂本登議員第15回目一般質問	63
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	63
○竹崎町長答弁	64
○田渕住民生活課長答弁	64
○園川商工観光課長答弁	65
○一丸企画財政課長答弁	65
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	67
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	68
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	69
○一丸企画財政課長答弁	70
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	70
○一丸企画財政課長答弁	70
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	70
○一丸企画財政課長答弁	70

(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	71
○一丸企画財政課長答弁	71
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	72
7 散 会	72

第3号(3月13日)

頁

1 議事日程	75
2 出席議員氏名	75
3 欠席議員氏名	76
4 説明のため出席した者の職氏名	76
5 事務局職員出席者	76
6 開会 開議	77

(一括議題＝日程第1から日程第11まで)

第1 議案第4号 平成30年度芦北町一般会計予算	77
第2 議案第5号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	77
第3 議案第6号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算	77
第4 議案第7号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	77
第5 議案第8号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	77
第6 議案第9号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計予算	77
第7 議案第10号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	77
第8 議案第11号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	77
第9 議案第12号 平成30年度芦北町水道事業会計予算	77
第10 議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について	77
第11 議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	77

(一括議題＝第12から第16まで)

第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	93
第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	93
第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	93
第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	93
第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出	93
7 閉 会	94

平成30年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月2日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 議案第 1 号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第 5 議案第 2 号 平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）

第 6 議案第 3 号 平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2
号）

第 7 平成30年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第8から日程第16まで）

第 8 議案第 4 号 平成30年度芦北町一般会計予算

第 9 議案第 5 号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第10 議案第 6 号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第11 議案第 7 号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第12 議案第 8 号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第13 議案第 9 号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第14 議案第10号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第15 議案第11号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第16 議案第12号 平成30年度芦北町水道事業会計予算

（一括議題＝日程第17から日程第18まで）

第17 議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について

第18 議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準等を定める条例の制定について

第19 議案第15号 芦北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 2 0 議案第 1 6 号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 7 号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 1 8 号 芦北町情報公開条例及び芦北町個人情報保護条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 9 号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 2 4 議案第 2 0 号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 2 5 議案第 2 1 号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 2 号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- (一括議題＝日程第 2 7 から日程第 2 9 まで)
- 第 2 7 議案第 2 3 号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 2 8 議案第 2 4 号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 9 議案第 2 5 号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 3 0 議案第 2 6 号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定につい
て
- 第 3 1 議案第 2 7 号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定につい
て
- 第 3 2 議案第 2 8 号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定につ
いて
- 第 3 3 議案第 2 9 号 芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について
- 第 3 4 議案第 3 0 号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について
- 第 3 5 議案第 3 1 号 芦北町物産館の指定管理者の指定について

- 第36 議案第32号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について
 第37 議案第33号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について
 第38 議案第34号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について
 第39 議案第35号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について
 第40 発議第 1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君	2番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 藤 井 公 明 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 水 口 宣 之 君	16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長 下 田 研 君
企画財政課長 一 丸 喜八郎 君	税 務 課 長 川 尾 敏 浩 君
住民生活課長 田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長 櫻 井 優 一 君
農林水産課長 福 田 貴 司 君	商工観光課長 園 川 民 夫 君
建 設 課 長 長 崎 十三男 君	上下水道課長 杉 本 芳 郎 君
会計管理者兼 会 計 室 長 井手口 浩 二 君	田浦基幹支所長 宮 石 幸 人 君
教 育 課 長 長 船 正 純 君	生涯学習課長 宮 下 祐 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 告 畑 一 彦 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 上 野 孝 司 君

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成29年12月21日（木）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

議 題 ・平成30年度会務運営方針及び予算案について
・第68回定期総会の開催について
・市町村総合事務組合議会議員の補欠選人について
・後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の結果について

3 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成29年12月22日（金）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

議 題 ・平成28年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について（可決）
・平成29年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について（可決）

4 熊本県市町村総合事務組合議会定例会

期 日 平成29年12月25日（月）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

議 案 ・平成29年度熊本県市町村総合事務組合一般会計補正予算について（可決）

5 熊本県市町村地域推進協議会理事会

期 日 平成30年1月29日（月）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

議 題 ・平成30年度事業計画(案)の件
・平成30年度収支予算(案)の件
・平成29年度第2回臨時評議員会の招集の件

6 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成30年2月2日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
議 題 ・第68回定期総会の運営について
・全国議長会関係事項等の報告

7 全国町村議会議長会会議

期 日 平成30年2月6日（火）～2月8日（木）
場 所 熊本県市町村自治会館（東京都）
内 容 ・第68回定期総会他

8 熊本県町村議会議長会第68回定期総会

期 日 平成30年2月16日（金）
場 所 熊本テルサ（熊本市）
表 彰 全国町村議会議長会表彰状伝達
熊本県町村議会議長会表彰
議 題 ・会務報告
・平成28年度歳入歳出決算の認定を求める件（認定）
・平成30年度歳入歳出予算の議決を求める件（可決）
・各郡提出案件の審議（葦北郡：交通・産業基盤及び農業生産基盤
の整備について要望）（可決）
・宣言（可決）
・決議（可決）
・「平成28年熊本地震」からの復旧・復興に関する特別決議（可
決）

9 熊本県市町村総合事務組合議会定例会

期 日 平成30年2月20日（火）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
議 案 ・市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について
（可決）
・市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について（可決）

- ・平成３０年度熊本県市町村総合事務組合一般会計予算について
(可決)

平成３０年３月２日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第45号
平成30年2月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成30年1月31日

3 検査実施日

平成30年2月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	849,354,641 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,913,826,875 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	45,138,989 円
	計	6,808,320,505 円
水道事業会計		336,119,395 円

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成３０年第１回芦北町議会定例会を開会します。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

ここで議長を水口副議長と交替します。水口副議長、議長席にお願いいたします。

〔議長交替〕

○副議長（水口宣之君） 議長を交替いたしました。

ただいまから熊本県町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

寺本議長、演壇にお越してください。

〔表彰状の伝達〕

○副議長（水口宣之君） ここで議長を交替します。寺本議長、よろしくをお願いいたします。

〔議長交替〕

○議長（寺本修一君） 引き続き、熊本県町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

水口副議長、藤井議員、前をお願いいたします。

〔表彰状の伝達〕

○議長（寺本修一君） 以上で、伝達を終わります。

-----○-----

○議長（寺本修一君） これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第１ 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、９番 元山秀志君及び１０番 宮尾秀行君の２人を指名します。

-----○-----

第２ 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から３月１３日までの１２日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から

ら3月13日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 議案第1号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（寺本修一君） 日程第4、議案第1号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第1号、平成29年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,430万2,000円を追加し、総額を103億6,572万3,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費の設定を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書は12ページになります。

款2総務費です。目1の一般管理費の補正額1,487万7,000円は、本庁舎の来庁者、職員を含めた駐車場が慢性的に不足しており、新たな駐車場を確保するための用地購入費です。目5財産管理費の節17公有財産購入費の8,600万1,000円は、土地開発基金で購入しておりました芦北消防署建設用地の買い戻しに係る用地購入費です。節25積立金の1億5,080万2,000円は、再生可能エネルギー投資事業債債権の売却及び決算余剰金の処分に伴います町有施設整備基金への積立金1億3,530万2,000円と、ふるさと応援寄附金の増額見込み分の積立金1,550万円です。目6企画費の710万1,000円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴い、必要となる返礼品、通信運搬費、ポータルサイト利用料などの補正を行うものです。目12高速交通対策費は、国庫補助からの財源組替えでござ

います。

款3民生費です。目1社会福祉総務費の13万5,000円は、平成28年度臨時福祉給付金の精算に伴う償還金です。目2障害者福祉費の3,087万9,000円は、給付対象者や利用回数の増加に伴い、所要額をそれぞれ増額するものです。

目3福祉センター管理費の23万2,000円は、田浦福祉センター自動ドアの故障に伴う修繕料です。

予算書は13ページになります。

目4高齢者福祉費の524万3,000円は、老人ホームの対象者の増加に伴う老人保護措置費委託料346万8,000円と、平成28年度介護保険事業補助金の確定に伴います精算償還金39万5,000円、介護保険事業特別会計のシステム改修等に係る繰出金138万円です。次の目2児童措置費の2,086万1,000円の減額は、計石保育園の園舎整備に係る補助金金額の確定によるものです。

款4衛生費です。目1衛生総務費の3,280万7,000円の減額は、水俣芦北広域行政事務組合のごみ処理事業に係ります事業費の減額が見込まれますので、不用額相当の負担金を減額するものです。

款5農林水産業費、目3農業振興費は、地方債からの財源組替えです。目9中山間地域総合整備事業費の842万8,000円は、県が実施します同事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金補助金などをそれぞれ増額するものです。

款6商工費、目4の芦北海浜総合公園管理運営費は、地方債からの財源組替えです。

予算書は14ページになります。

款7土木費です。目3道路新設改良費の561万9,000円は、県が実施します道路改良事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金をそれぞれ増額するものです。目4橋りょう維持費は、地方債からの財源組替えです。次の目4砂防費の272万2,000円は、県が実施します急傾斜地崩壊対策事業などにおいて事業費の増額があったことから、所要額の負担金をそれぞれ増額するものです。目1港湾管理費の100万円は、県が実施します佐敷港及び田浦港整備事業において、事業内容に変更が生じたことから、それぞれ負担金の減額と増額を行うものです。目1住宅管理費の225万5,000円の減額は、湯町一般住宅の解体を予定しておりましたが、年度内の退去・解体が困難となったことから減額を行うものです。

款8消防費、目1常備消防費の921万5,000円の減額は、水俣芦北広域行政事務組合の消防費に係る事業費の減額が見込まれておりますので、不用額相当額の負担金を減額するものです。

失礼しました。13ページの款4衛生費の目1「衛生総務費」と発言しておりました。「清掃総務費」の間違いでございます。失礼いたしました。

それでは、戻りまして、款11公債費でございます。目2利子の359万9,0

〇〇円の減額は、貸付利率の決定に伴いまして、不用額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は１０ページになります。

款１町税、目１固定資産税の補正額７,８４７万３,０００円は、償却資産に係る総務大臣配分額が当初見込みより増額となったものでございます。

款９地方交付税の８,３５１万４,０００円は、交付額の確定により増額するものです。

款１１分担金及び負担金です。目１農林水産業費分担金の２０７万３,０００円は、中山間総合整備事業の増額に伴う負担金です。次の目２民生費負担金の２０万２,０００円は、老人ホーム入居者の増額に伴う負担金です。

款１３国庫支出金です。目１民生費国庫負担金の１,５４３万８,０００円は、障害者自立支援給付費等の増額に伴う国庫負担金です。次の目１総務費国庫補助金の１,０００万円の減額は、国庫補助金の不採択によるものでございます。目２民生費国庫補助金の１,３８０万１,０００円の減額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金５４万円と、計石保育園園舎整備の補助金確定に伴います１,４３４万１,０００円の減額です。

款１４県支出金です。目１民生費県負担金の７７１万８,０００円は、障害者自立支援給付費等の増額に伴う県負担金です。

予算書は１１ページになります。

目４農林水産業費県補助金の１０２万８,０００円は、中山間地域総合整備事業の増額に伴う農地集積促進事業補助金です。

款１５財産収入の目４公有財産売払収入の１億２,９２０万円は、再生可能エネルギー投資事業債権の売却が行われ、売却収入の見通しが立ったことから計上するものです。

款１６寄附金の１,５５０万円は、ふるさと応援寄附金の増額を見込むものです。

款１７繰入金、目９ふるさと応援寄附金基金繰入金の７１０万１,０００円は、寄附金の増額に伴う返礼品代等について、基金より繰り入れるものです。

款１８の繰越金は、最後に御説明します。

款１９諸収入、目２雑入の３,１０９万円は、平成２７年度に発生した台風１５号での被災町有林に対する森林保険保険金２,１７５万５,０００円と、宝くじ収益金を財源とした県市町村振興協会市町村交付金９３３万５,０００円です。

款２０町債です。目１の総務債から目５土木債までの１億１,６１３万３,０００円の減額は、臨時財政対策債の額の確定に伴う減額のほか、町税等の増収分を見込み、借入抑制のため起債額の変更を行うものです。

最後に、款 18 繰越金です。歳入歳出の不足額 1,289 万 9,000 円を前年度繰越金より充当するものです。

次に、4 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費について御説明いたします。款 3 民生費の保育所等整備事業から、款 7 土木費の河川改良事業までの計 6 件、総額 4 億 6,698 万 9,000 円については、当初、年度内の完了を予定しておりましたが、施工環境の変化によって年度内完了が困難となりましたので、翌年度に繰り越しするものです。

予算書は 5 ページになります。

第 3 表債務負担行為補正について御説明いたします。平成 30 年度からの指定管理に伴う運営委託料が薩摩街道佐敷宿交流館運営委託料から、古石地区生涯学習センター運営委託料までの計 6 件と、利子補給に伴う平成 29 年度芦北町設備投資資金利子補給補助金の 1 件の計 7 件、限度額合計 4 億 60 万 5,000 円を追加するものです。事項別の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

予算書は 6 ページになります。

第 4 表地方債補正について御説明いたします。変更といたしまして、臨時財政対策債を 3,383 万 3,000 円減額し 2 億 5,516 万 7,000 円に、農業振興事業を 4,330 万円減額し 2,560 万円に、芦北海浜総合公園長寿命化対策事業に係ります観光振興事業を 1,090 万円増額し 2,000 万円とするものです。また、児童福祉施設整備事業と橋りょう整備事業の計 4,990 万円については廃止するものです。

なお、予算書 15 ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、16 ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第5 議案第2号 平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第5、議案第2号「平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第2号、平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,866万6,000円を追加し、予算の総額を23億3,319万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページになります。

款1総務費、目1一般管理費の138万円は、更新認定有効期間の上限延長などの改正に係る介護保険システム改修委託料108万円と、同じく水俣芦北広域行政事務組合の介護保険システムの改修に係ります負担金30万円でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から項5高額医療合算介護サービス等費までの給付費及び負担金の補正につきましては、全て実績見込みによる増額でございます。

次に、歳入でございます。6ページになります。

款7繰入金の138万円は、介護保険システムの改修に係ります一般会計からの繰入金でございます。

次の款8繰越金3,728万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第6 議案第3号 平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、議案第3号「平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

議案第3号、平成29年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の設定を行うものでございます。債務負担行為、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができ
る事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるものでございます。

内容を申し上げます。予算書2ページをお開きください。

今回の補正につきましては、指定管理者への大野温泉センター運営委託料でござ
います。期間は平成30年度から平成32年度まで、限度額は7,217万2,00
0円でございます。

予算書3ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度
末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を
添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第7 平成30年度施政方針と予算大綱説明

○議長（寺本修一君） 日程第7、平成30年度施政方針と予算大綱説明を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、平成30年第1回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

さて、平成30年度の地方財政の動向に関しては、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方創生事業費を含め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、平成29年度の地方財政計画の水準を実質的に確保する策が講じられております。

本町におきましても、国の動向を踏まえ、第二次芦北町総合計画をベースとして、町総合戦略など個別計画の着実な進捗を図る中で、「町民生活の安全・安心の実現」につながるよう「スピード感を持った施策の立案と実施」を視点として、予算編成を行いました。

まず、予算編成、規模について申し上げます。

平成30年度の一般会計予算総額は、97億3,200万円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、住民税の扶養控除等の減少による増収分及び固定資産税では、メガソーラーに係る償却資産の課税免除期間の終了による増額を見込み、前年比1億4,400万円増となる17億5,920万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては36億2,800万円を見込み、国庫支出金につきましては9億4,820万円を計上しております。

繰入金は、財政需要や普通交付税の合併算定替の特例措置の減額に対応するため、まちづくり振興基金の繰入れをはじめとして、総額5億9,045万円を計上し、町債は臨時財政対策債や過疎対策事業債など9億3,640万円を措置いたしました。

歳出につきましては、人件費が、職員数の減による職員給、共済組合負担金等の減により、3,365万円減の18億8,262万円となっております。

扶助費につきましては、16億503万円を措置いたしました。

投資的経費につきましては、地域課題の解決や住民要望等への対応を考慮し、前年度から1億2,366万円増の12億8,963万円を措置いたしました。

以下、平成30年度当初予算に盛り込みました主な施策について、第二次総合計画に定めました五つの柱ごとに概要を説明いたします。

第1は、「地域活力と雇用を生み出す産業づくり」についてであります。

本町の基幹産業である農林漁業は、産業構造の変化、輸入産物との競合、農林水産物の価格低迷、高齢化に伴う担い手不足などから、経営基盤の脆弱化や農地・森林の適正管理に支障が出ており、経営環境は厳しい状況が続いています。

このような中、本町農林漁業の現状を的確に把握し、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」の理念を具現化する施策を展開してまいります。

まず、土地利用型農業につきましては、地域農業の活性化に向けた取組への支援を継続するとともに、優良農地の確保のため、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

農業委員会におきましては、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業参入の促進など、農地利用の最適化に向けた活動に積極的に取り組んでまいります。

高齢化する農業従事者対策として、農作業受委託に対する支援を行い、労働力の確保、農産物の品質・生産量の維持を図ってまいります。

農業の多面的機能の維持・確保につきましては、中山間地域等直接支払事業などの推進を行うとともに、地域活動組織に対する支援を行ってまいります。

果樹振興につきましては、優良品種の苗木導入及び果実の鮮度保持のための資材購入並びにハウス施設等に対する支援を継続するとともに、新たにハウス施設の附帯設備の修繕について支援してまいります。

畜産業につきましては、優良品種の繁殖用素牛導入、あしきた産子牛の導入等に対する支援を継続し、あしきた牛のブランド化と畜産業の担い手育成に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策につきましては、狩猟免許取得支援をはじめ、猟友会との連携をさらに強化するとともに、防護柵設置等の事業を推進してまいります。

農業農村整備につきましては、芦北宮浦地区などの基盤整備を推進するとともに、国見地区及び計石地区の基盤整備実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

農道及び用排水路の維持補修につきましては、町単独の補助金を措置し、要望に応じてまいります。また、九州新幹線などによる渇水被害対策につきましては、安定した用水を供給するため、受益者と連携を図りながら維持管理に努めてまいります。

林業の振興につきましては、活用期に達した森林の伐採や搬出作業に伴う支援を継続するとともに、皆伐後の荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り作業、鹿ネットの設置に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、木育事業として、1歳児を対象に町産材を使用した木のおもちゃを贈呈す

ることで、木のぬくもりに触れる機会を提供し、将来的な木材需要拡大を目指します。さらに、本町独自の木造住宅建築支援事業や林道・作業路舗装事業なども継続してまいります。

漁業の振興につきましては、漁業者の負担軽減策として漁船保険事業や船揚げ施設利用に対する支援を継続してまいります。また、地域の海産物、内水面資源を活かした、魅力的で良質な特産品の開発に引き続き取り組んでまいります。

漁港整備事業につきましては、田浦漁港において土砂の堆積部分を浚渫することにより、航路の安全性確保を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、創業等店舗整備支援事業補助金、特産品等開発支援事業補助金などを引き続き措置するとともに、新たに中小企業人材育成研修補助金を措置いたしました。また、プレミアム付商品券発行補助金を増額し、商工業者の育成・強化と消費者支援を行うことにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、八代市・氷川町・芦北町での定住自立圏連携事業として、新たに八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業負担金を措置し、若年者の圏域内定着率の向上を図るとともに、県や関係機関等と連携しながら、継続的に企業訪問や誘致活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、定住自立圏連携事業であるシトラス観光圏推進事業などにおいて、県内外や海外での観光PR等にも引き続き取り組むとともに、観光情報ホームページのリニューアルを図り、情報発信に努めてまいります。また、本町の観光資源である「観光うたせ船」の今後の振興と存続に向けた検討を進めてまいります。

地域資源を活かした特産品事業として、御立岬温泉塩を中心とした町内特産品のPRに取り組み、販路開拓を図ってまいります。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカーフェスティバルや芦北うたせマラソン大会などを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園、御立岬公園、温泉センター及び物産館につきましては、計画的に施設の維持修繕等を行い、利用環境の改善や適正な施設運営に努めるとともに、両公園への新たな遊具等の導入について検討してまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、町内の産業振興と地方創生の財源確保に向け、引き続き町内企業と連携し、魅力ある制度となるよう充実を図るとともに、寄附金の使途情報を積極的に発信し、寄附者に対する説明責任に努めてまいります。

第2に、「地域で守り育てるまちづくり」についてであります。

健康づくり事業につきましては、第3期推進計画に基づき、「生涯現役・健康寿

命の延伸」に向け、ライフステージに合わせた取組を推進してまいります。

また、引き続き、糖尿病等による重症化予防を推進するとともに、身体活動による健康づくりのひとつとして、スロージョギングの普及を図ってまいります。

さらに、新たな取り組みとして受動喫煙防止対策を実施し、健康影響についての啓発を図ってまいります。

女島活力推進センター及び環境学習公園は、水俣病の情報発信と地域のもやい直し・環境学習等の活動拠点として利用促進を図ってまいります。また、高齢の水俣病被害者の方などが地域で安心して在宅生活が送れるよう、引き続き事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第7期事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。また、災害時における避難行動要支援者の情報を地域の支援者へ提供するなどし、体制の強化を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、第4期プランなどに基づき、障がい者の皆さんの心身の状況やニーズに配慮したサービスの提供に努めるとともに、各種事業を通じ、障がいに対する理解促進及び社会参加への機運醸成を図ってまいります。

地域福祉活動につきましては、第3次計画に基づき、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができる社会の推進を図るため、社会福祉協議会や民生児童委員との連携に努めてまいります。

児童福祉につきましては、引き続き保育料の軽減や子ども医療費の一部負担金を無料化し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者が安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

消費者行政については、定住自立圏連携事業として、消費者被害の未然防止や早期解決に努めてまいります。

第3に、「郷土の未来を育む人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創るという芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に論語素読や空手道の指導を継続し、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成を図ってまいります。

学校教育につきましては、学校施設の適切な維持修繕を行うとともに、電子黒板、実物投影機の更新を行うなど、ICT機器の効果的な活用を図ることで、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。特に、英語力の向上につきましては、小学校における教科化に対応するため、指導力のある英語指導助手を民間事業者から配置し、指導体制を強化してまいります。

いじめ・不登校問題等に対応するため、引き続き不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。また、特別支援教育にお

いても、増加傾向にある“気になる児童・生徒”に対して支援員を配置し、きめ細やかな指導を行ってまいります。

幼稚園の運営につきましては、小・中学校などと連携・交流を図るとともに、就学前における論語教育の取組の一つとして、論語かるたを活用するなど、様々な体験活動を通じて、たくましく、心豊かな園児となるよう取組を進めてまいります。

学校給食につきましては、施設の適正な維持管理、衛生的な給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

また、新たにトップアスリートの合宿誘致事業に取り組み、次代を担う青少年の夢を育むとともに、町外から競技力向上を目的に、町内に下宿等を行う中学生に対して支援制度を構築し、競技スポーツの強化を図ってまいります。

古石地区生涯学習センターみどりの里におきましては、管理団体により、引き続きボルダリング教室等を実施するとともに、自然の巨石群の活用に関しても、地元やボルダリング協会と連携しながら検討を進めてまいります。

生涯学習につきましては、町民講座や平成生き生き大学等を開催し、受講者の自己研鑽と学習環境の充実に努めてまいります。また、心豊かな子どもたちを育む学習の場として、子ども体験学習事業、音楽祭などを開催するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、放課後子ども教室事業を継続してまいります。

文化振興につきましては、観月会や文化祭を引き続き行い、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、文化活動の振興を図ってまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡をはじめとした町内文化財の適正な管理に努めるとともに、八代・芦北地域の七夕綱の調査報告書を刊行します。また、町誌編さんにつきましては、平成33年度刊行に向け、関連資料の記録、収集、調査を継続してまいります。

図書館、児童館、公民館等からなる新たな複合施設である「(仮称) 芦北町総合コミュニティセンター」の整備につきましては、平成29年度に策定いたしました基本計画に基づき、平成32年度の完成を目指してまいります。

星野富弘美術館は、作品の展覧会や公募展を引き続き開催するとともに、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携し、文化・芸術事業の充実に努めます。また、町内小中学校と連携し、心の教育を推進してまいります。

次に、国際交流につきましては、国際交流員による異文化体験事業をはじめ、町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどの啓発、交流事業を実施するとともに、カンボジアに学校を贈る運動に代表される国際協力、貢献事業を支援してまいります。

海外派遣事業につきましては、英国への中・高校生派遣のほか、カンボジアスタディツアーとして、小・中・高校生の派遣を行い、人材育成を図ってまいります。

芦北高校の入学者確保と高校の魅力向上に資するため、芦北高校総合支援事業補助金を引き続き措置いたしました。平成29年度は大幅な入学者増となりましたが、今後も学校、同窓会、行政が一体となって生徒確保に向けた取組を進めてまいります。

第4に、「暮らしを支える基盤づくり」についてであります。

交通ネットワークの整備につきましては、主要事業である町道射場芦北線改良事業の本体工事を引き続き実施し、芦北インターチェンジから国道3号へのアクセスの向上、安全な通学路の確保、町民総合センターへの避難道路として整備を進めてまいります。

また、社会資本整備総合交付金を活用して、橋梁点検や補修工事等を実施するとともに、トンネル定期点検など老朽化対策を進めてまいります。その他の町道につきましても、計画的な改良と維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

県道関係につきましては、改良工事等に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、球磨田浦線等の未改良区間の早期実施を要望してまいります。

公営住宅につきましては、長寿命化計画の見直しと併せて、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

交通対策につきましては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバス、乗合ワゴンにより、町民の移動手段の確保に努めてまいります。

また、町内全般の交通サービス態様を俯瞰的に見直し、多様なサービスの導入や路線網の形成について検討を進めてまいります。

光情報通信基盤整備事業については、町内全域で光ブロードバンドサービスの提供が可能となるよう、未提供エリアの吉尾・大野地区等での整備を進めてまいります。

災害に強いまちづくりを推進し、町民の安全・安心を確保するため、常備消防の支援を行うほか、積載車や小型動力ポンプ等の充実を図ります。また、熊本地震を踏まえ、木造住宅の住宅耐震化促進事業に引き続き取り組んでまいります。

自主防災組織につきましては、芦北町自主防災組織連絡会を設立し、さらなる活動を推進し、「自助」「共助」の観点から、地域防災力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪抑止のため防犯カメラを計画的に設置するとともに、防犯灯設置に対する助成を行ってまいります。

次に、水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水の確保を図るため、飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水の水質汚濁の防止、衛生的な居住環境への改善を図るため、引き続き浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

ごみの減量化につきましては、家庭における分別の促進や生ごみ処理機購入等の補助を実施するとともに、資源ごみのリサイクルを推進し、また町内全域において実施している祝日のゴミ収集業務を引き続き行ってまいります。

環境保全活動につきましては、ごみの不法投棄に対する巡回監視を強化するとともに、看板設置や広報活動、グリーンカーテンコンテストの実施等により、住民の環境意識の啓発に努めてまいります。

水俣病関連事業につきましては、相談窓口を設置して各種相談に対応するとともに、もやい直し事業や「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」を引き続き実施してまいります。

第5に、「住民と行政の協働のまちづくり」についてであります。

まちづくり活動につきましては、地域づくりやスポーツ・文化振興、国際交流等に意欲的に活動する団体の支援を通して、人材育成を図るとともに、まちづくり支援事業を継続し、住民の主体的な活動を支援してまいります。

移住・定住対策につきましては、新たに空き家改修、家財処分等に対する制度を創設し、利活用可能な空き家の確保を図り、移住・定住を促進してまいります。また、地域おこし協力隊をさらに1名増員し、集落活動や産業活動への支援などを行ってまいります。

行・財政の運営につきましては、健康増進課の設置、高齢者相談窓口の一元化等を柱とした組織再編を行い、町民ニーズに的確に対応するとともに、職員研修や人事評価による職員の意識改革と資質向上を図り、強固かつ柔軟な役場組織づくりに努めてまいります。

公共施設の計画的な整備等の推進につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき検討を進めてまいります。また、利用計画のない町有地などにつきましては、払い下げや貸し付けなどにより有効活用を図ってまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き広報あしきた、まちだより、ホームページなどを活用した情報提供に努めてまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、29億8,000万円を措置いたしました。

引き続き、保健センターと連携して健康づくり推進事業を実施し、重症化予防に取り組むとともに、国保財政の健全な運営を堅持してまいります。また、平成30年度からの財政運営責任等の都道府県化に対し、制度が円滑に施行されるよう努めてまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、2,600万円を措置いたしました。

車両での患者送迎の充実により、通院の利便性確保と診療効率化を図ってまいります。また、へき地医療支援機構や地元医療機関との連携による医師派遣の継続により、安定した運営を進めることで、吉尾地域の方が安全・安心な生活を送れるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、23億700万円を措置いたしました。

第7期介護保険事業計画に基づき、介護医療等の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めてまいります。また、適正な介護保険事業を運営するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、老朽化した設備の更新と安定した施設の運営を図るための維持管理費として、2億1,900万円を措置いたしました。

生活排水処理事業につきましては、放流水の安定した水質保全を図るため、維持管理費として5,600万円を措置し、効率的な管理を行い、経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、1億400万円を措置いたしました。

各施設におきましては、おもてなしの接客と計画的な修繕等を実施し、入浴客の快適な利用環境づくりに努めてまいります。また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、増客に繋がる方策を支援してまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、2,900万円を措置いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、2億8,500万円を措置いたしました。

健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、3億4,200万円を措置いたしました。

平成30年度からの新水道料金を踏まえ、老朽化した管や施設の更新及び耐震化を計画的に実施するとともに、安全・安心な水道水供給のため、安定した経営を行ってまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成30年度の予算総額は160億8,000万円となっております。

結びに、国内は急激な人口減少、少子高齢化などの社会的課題に直面し、本町を取り巻く環境も厳しさを増しております。暮らしやすい「ふるさと芦北町」の実現に向け、良質な行政サービスの展開に努めてまいりまいる所存でございますので、議会並びに町民の皆様の御協力・御支援をお願い申し上げる次第です。

最後に、今議会は、議員各位におかれましては任期最後の議会となります。

これまでの行政全般の取組が、順調に進捗してまいりましたのも、議員各位の御理解と御協力があったからであり、深く御礼申し上げる次第であります。

今後、再出馬される予定の皆様には、再選を目指し奮闘されんことを祈念申し上げます、結びといたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。１１時１０分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時０８分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

第 ８ 議案第 ４号 平成３０年度芦北町一般会計予算

第 ９ 議案第 ５号 平成３０年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第１０ 議案第 ６号 平成３０年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１１ 議案第 ７号 平成３０年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１２ 議案第 ８号 平成３０年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第１３ 議案第 ９号 平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第１４ 議案第１０号 平成３０年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第１５ 議案第１１号 平成３０年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第１６ 議案第１２号 平成３０年度芦北町水道事業会計予算

○議長（寺本修一君） これから日程第８、議案第４号「平成３０年度芦北町一般会計予算」から日程第１６、議案第１２号「平成３０年度芦北町水道事業会計予算」は議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第７「平成３０年度施政方針の予算大綱説明」で、町長の説明もあり、また先の議会運営委員会においても委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第３８条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまでも総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第12号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第17 議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について

第18 議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第17、議案第13号「芦北町債権管理条例の制定について」及び日程第18、議案第14号「芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」は、条例の制定ですので、議会運営委員会において、一括議題とし委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

第 19 議案第 15 号 芦北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 19、議案第 15 号「芦北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 15 号、芦北町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の一部改正に伴い改正するものです。

内容といたしまして、国民の権利・利益の保護の充実を図るための整備を行うもので、行政指導に関して第 33 条に行政指導の際の根拠法令等の提示、その規定を追加し、行政指導の中止等の求めの規定を第 34 条の 2 として追加しております。

また、第 34 条の 3 で、法令違反事実の是正のための処分や、行政指導がされていないと思われる場合の処分等の求めの規定を追加しております。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 20 議案第 16 号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 20、議案第 16 号「芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 16 号、芦北町職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するものです。

改正内容といたしまして、児童福祉法に法定化された養子縁組里親を条例中に規定するとともに、非常勤職員の育児休業について２歳まで可能とする規定を追加しております。

また、育児休業の期間の再延長ができる場合等の特例の事情に、保育所等への入所希望に関わらず、入所ができない場合を追加しております。

附則として、この条例は平成３０年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第１６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２１ 議案第１７号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２１、議案第１７号「芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第１７号、芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

消防団の団員数につきましては、退団者数に対し、新たに入団する団員数が減少傾向にあります。条例定数６６０人に対し、近年の実団員数状況を鑑み、実情に応じ適正化を図る必要があることから、定数を６６０人から６２０人に改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 22 議案第 18 号 芦北町情報公開条例及び芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 22、議案第 18 号「芦北町情報公開条例及び芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 18 号、芦北町情報公開条例及び芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い改正するものです。

改正内容としまして、個人情報の定義の明確化を目的として、法律の改正に併せて、個人識別符号と要配慮個人情報を新たに規定しています。

個人識別符号とは、指紋データ、DNA データや旅券番号、運転免許証番号等が上げられます。

要配慮個人情報は、取扱いに特に配慮を要する個人情報で、これまでの規定に加えて犯罪の経歴、病歴等が追加されます。

また、不開示情報の規定についても、法律に併せて整理を行っております。

附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第23 議案第19号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第23、議案第19号「芦北町薩摩街道佐敷宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第19号、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、佐敷宿交流館の活用を促すため、現行の使用料区分に1カ月当たり1万円を新設し、これを別表第2として追加するものでございます。

改正の内容は、第12条第1項中「別表第1」を「その使用区分に従い別表第1及び別表第2」に改め、第17条第2項中の「別表第1」を「別表第1及び別表第2」に改め、別表第1の次に別表第2を加えるものです。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。提案理由については、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第24 議案第20号 芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第24、議案第20号「芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第20号、芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法などの一部改正に伴うもので、主な内容といたしましては、都道府県と市町村が共同して国民健康保険の運営を行う、いわゆる国保の都道府県化に伴い、市町村における関係条例の整備が必要になったことによる改正でございます。

第1条で「町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に、第2条で「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に表記を改正しております。

また、第4条で被保険者とし不在者の規定を設けています。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 25 議案第 21 号 芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 25、議案第 21 号「芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第 21 号、芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴うもので、主な内容といたしましては、住所地特例の見直しに係る改正となっており、第 3 条で新たに住所地特例の適用を受けて被保険者となるものの規定を追加しております。

附則としまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 26 議案第 22 号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 26、議案第 22 号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第 22 号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険料及び保険料段階は、現行の第6期と変更はありませんが、計画期間ごとに算出するものとなっております。

第2条で、平成30年度から32年度の各年度における保険料を規定し、介護保険法施行令に表記を併せた改正としております。

なお、第2条第2項において、減額賦課とする規定を設けております。

また、第15条では、介護保険法の一部改正に伴い、第1号被保険者を被保険者に表記を改正しております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第27 議案第23号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第28 議案第24号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第29 議案第25号 芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２７、議案第２３号「芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第２９、議案第２５号「芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までは、議会運営委員会において一括議題とする旨の答申がっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案の説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 議案第２３号から議案第２５号までは、国の基準省令であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により関係条例を改正するものであり、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

議案第２３号、芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての主な内容といたしましては、第６条第１項で定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業の従業者の人員基準の見直し、第５９条の２５で指定療養通所事業の利用定員の見直し、第５９条の３９、第５９条の４０では共生型地域密着型サービスに関する基準を新たに追加し、障がい福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援等の指定を受けた事業所であれば、指定を受けられるものとしております。

また、第６条第１項では共用型指定認知症対応型通所事業の利用定員の見直し、第１１７条第７項、第１３８条第６項及び第１５８条第６項で居住系サービスにおける身体的拘束等の適正化についての規定の追加を行っております。

経過措置としまして、療養病床等を有する病院又は診療所が平成３６年３月３１日までに転換する場合は、人員及び設備に関する基準を緩和するものとしております。

次に、議案第２４号、芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な改正内容といたしましては、第９条第１項で共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業の利用定員の見直し、第７８条第３項で指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業における身体的拘束等の適正化を図る規定を追加しております。

次に、議案第２５号、芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な改正内容といたしましては、第4条第4項で基本方針の見直し、第7条で内容及び手続きに関する事項の見直し、第33条で指定介護予防支援の具体的取扱方針の見直しとする改正を行っております。

附則としまして、これらの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号、芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

これから議案第24号、芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

これから議案第25号、芦北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 日程第30、議案第26号から日程第39、議案第35号までの指定管理者の指定に係る議案の審議の前に、指定管理者選定の経緯について、総務課長に説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第26号から議案第35号までの指定管理者に係る議案につきまして、その選定の経緯等について、一括して御説明申し上げます。

今回の10施設の選定につきましては、平成30年1月26日に指定管理候補者選定委員会を開催し、経営状況等を総合的に勘案した結果、これまでの指定管理者を候補者として決定したものでございます。

なお、今回の10件の指定管理者の指定につきましては、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用し、管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できるものとして、これまでの実績等を勘案し、公募によらない選定を行っております。

指定の期間につきましては、全施設、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

以上で、説明を終わります。

—————○—————

第30 議案第26号 芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第30、議案第26号「芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第26号、芦北町薩摩街道佐敷宿交流館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町薩摩街道佐敷宿交流館、指定管理者は芦北町大字佐敷519番地、佐敷地区町並み保存会会長 城戸喜久生、指定期間は平成30年4月1日か

ら平成３３年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第３１ 議案第２７号 芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第３１、議案第２７号「芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 議案第２７号、芦北町女島活力推進センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町女島活力推進センター、指定管理者は芦北町大字女島７７０番地１４、女島開発委員会会長 大矢達雄、指定期間は平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由は、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 3 2 議案第 28 号 芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第 32、議案第 28 号「芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第 28 号、芦北町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町高齢者生活福祉センター、指定管理者は芦北町大字湯浦 14369 番地 1、社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会会長 宮島 孝、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 3 3 議案第 29 号 芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第 33、議案第 29 号「芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 議案第２９号、芦北町水産物直売施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町水産物直売施設、指定管理者は芦北町大字計石１９５番地１、株式会社葦彩 代表取締役 遠山菊江、指定期間は平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第３４ 議案第３０号 芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第３４、議案第３０号「芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第３０号、芦北町吉尾温泉公衆浴場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町吉尾温泉公衆浴場、指定管理者は芦北町大字吉尾２４番地３、吉尾温泉管理組合組合長 深川昭明、指定期間は平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 35 議案第 31 号 芦北町物産館の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第 35、議案第 31 号「芦北町物産館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第 31 号、芦北町物産館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町物産館、指定管理者は芦北町大字田浦町 145 番地、有限会社御立岬 代表取締役 藤崎正司、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第36 議案第32号 芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第36、議案第32号「芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第32号、芦北町御立岬公園の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町御立岬公園（釣り場を除く。）、指定管理者は芦北町大字田浦町145番地、有限会社御立岬 代表取締役 藤崎正司、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第37 議案第33号 芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第37、議案第33号「芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第33号、芦北町御立岬公園釣り場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町御立岬公園釣り場、指定管理者は芦北町大字田浦町426番地3、芦北町漁業協同組合 代表理事組合長 山元光晴、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 38 議案第 34 号 芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第 38、議案第 34 号「芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第 34 号、芦北町大野温泉センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は芦北町大野温泉センター、指定管理者は芦北町大字佐敷 424 番地、芦北農業協同組合 代表理事組合長 丁 道夫、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第39 議案第35号 古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について

○議長（寺本修一君） 日程第39、議案第35号「古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） 議案第35号、古石地区生涯学習センターみどりの里の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は古石地区生涯学習センターみどりの里、指定管理者は芦北町大字古石391番地2、古石緑創会会長 森下弘美、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第40 発議第1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第40、発議第1号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本発議について趣旨説明を求めます。宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 発議第1号、芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の

制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び芦北町議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

御説明をいたします。

本案は、平成30年4月に実施されます執行部の組織編成に伴い、条文の第2条第3号に新しく設置される健康増進課を追加するとともに、同条に広報委員会を追加するものです。

なお、広報委員会は、これまで特別委員会として位置付けられていましたが、その活動は住民の意見を広く聴取し、議会活動の周知を図るという重要な役割を担っているため、今回、常任委員会の一つとして位置づけるものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。草野議員。

○7番（草野安道君） 質疑というわけではございませんが、宮尾議員からの説明で、条例の附則が30年を言ってなかったもので、これは議事に載せるために、「30年4月1日から」ということで言うてもらうのが筋じゃないかと思って提案しました。以上です。

○議長（寺本修一君） 宮尾議員。

○10番（宮尾秀行君） 草野議員の御意見に対しまして、訂正をいたしたいと思えます。

芦北町議会委員会条例（平成17年度芦北町条例第165号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「住民生活課」の次に「、健康増進課」を加え、同条に次の1号を加える。

（4）広報委員会 6人

議会の広聴及び広報活動に関する事務

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

ということを追加いたしたいと思えます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時55分

平成30年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月12日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	下 田 研 君	企画財政課長	一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君	住民生活課長	田 淵 耕 一 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 上 野 孝 司 君

平成30年第1回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 国民健康保険制度の改正について	① 平成30年度の国民健康保険税はどうなるのか。 ② 今後、医療費の納付金に対して税収が不足した場合の対処方法はどのように考えているか。 ③ 国民健康保険税の収納率向上に向けた取組をどう進める考えか。	町 長
		2 佐敷駅前駐車場の管理について	① 町が管理している佐敷駅前駐車場の設置目的は何か。 ② 頻繁に駐車している車両があることを、町は把握しているか。 ③ 利用者を公募等により選定し、利用料を定め、駐車場の一部を月極め等の駐車場とする考えはないか。 ④ 駐車場内で事件・事故等が発生した場合に連絡先等の表示がない。設置目的も含め看板等を設置する考えはないか。	町 長
		3 役場庁舎の案内表示板設置について	役場庁舎内の各課、特に農林水産課が分かりづらい。別棟の表示も含め案内図を充実させる考えはないか。	町 長
		4 スクールバス及びツクールバスの乗降ステップの改善について	低学年の児童や障がい者・高齢者等の安心・安全な乗降を考え、全車に補助ステップを装備する考えはないか。	町 長 教育委員長
2	川尻成美	1 本町で働く外国人技能実習生に対する行政と	近年、外国人技能実習生が増加している。本町でも現在受け入れ企業が増え、3か国14人	町 長

		しての支援について	が働いている。 ① 本町で実習生が働く現状をどこまで把握しているか。 ② この技能実習生の労働及び生活環境を守るため、行政として何らかの支援、対応策を取るべきと考えるがどうか。	
		2 山間地の交通事情と高齢者への対応について	「山間地の道しるべ（芦北の交通事情）」という見出しで11回にわたり連載記事が熊本日日新聞に掲載された。 ① 町は、「公共交通網形成計画の策定に向けたアンケートを実施した。」とあるが、そのアンケート結果を明らかにされたい。 ② 「公共交通網形成計画」とは具体的にどのような内容か。 ③ 福祉の視点を積極的に取り入れ、俯瞰的に交通体系を見直すと強調されている。具体的に説明を求める。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、4項目について質問いたします。今期最後の一般質問となります。

今回の質問は、1月に私が行いました町民アンケートの回答をもとに、町民の声を代弁して質問をいたします。

最初に、国民健康保険制度の改正についてお聞きをいたします。①平成30年度の国民健康保険税はどうなるのかお答えください。②今後、県に納める国保事業費納付金に対して、税収が不足した場合の対処方法はどのように考えているかお答えください。③国民健康保険税の収納率向上に向けた取組をどう進める考えかお答えください。

2番目の質問は、佐敷駅前駐車場の管理についてお聞きをいたします。①町が管理している佐敷駅前駐車場の設置目的は何かお答えください。②頻繁に駐車している車両があることを町は把握しているかお答えください。③利用者を公募等により選定し、利用料を定め、駐車場の一部を月極め等の駐車場とする考えはないかお答えください。④駐車場で事件・事故等が発生した場合に、連絡先等の表示がありません。設置目的も含め、看板等を設置する考えはないかお答えください。

3番目の質問に入ります。役場庁舎の案内表示板設置についてお聞きをいたします。役場庁舎内の各課、特に農林水産課が分かりづらいという声が聞かれます。別棟の表示も含め、案内図を充実させる考えはないかお答えをください。

最後に、4、スクールバス及びツクールバスの乗降ステップの改善についてお聞

きをいたします。低学年の児童や障がい者・高齢者等の安心・安全な乗降を考え、全車に補助ステップを装備する考えはありませんか。お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、皆様方に御報告を申し上げます。

3月1日、大相撲追手風部屋に入門いたしました、本町出身の大翔成 松岡友希君がただいま開催中の大阪場所、本日8時から初土俵を踏みました。その取組において、見事初勝利を上げました。ともに祝意を表したいと思います。

それでは、坂本議員の質問1の①についてお答えいたします。県から示された平成30年度の1人当たり標準保険料は3,398円の負担増となりますが、被保険者の負担軽減を考慮し、当分の間、今ある財源で補い、現行税率を据え置くこととしております。なお、現行税率を据え置く方針につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、了承の旨の答申をいただいたところであります。

残余の質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 質問の主題1の②、今後、医療費の納付金に対して税収が不足した場合の対処方法についてでございますが、先の全員協議会におきましても御説明させていただいたところでございますが、納付金につきましては、町長答弁にもありましたように、今ある財源で補うため、不足しないものと考えております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、③についてお答えいたします。国保が新制度に移行しましても、保険税の課税徴収は何ら変わりませんので、今までどおり、地方税法や税条例などに基づき、厳正かつ公正・公平な課税、徴収業務を行い、財源の確保に努めたいと思います。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 主題2の佐敷駅前駐車場の管理についてお答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。佐敷駅前駐車場の設置目的につきましては、佐敷駅及び駅前商店街の利用者のための駐車場でございます。

次に、②についてですが、町としては把握しておりません。

次に、③についてお答えいたします。有料での貸し付けについてですが、佐敷駅

及び駅前商店街の利用者が自由に使える駐車場としておりますので、月極め等の形態による貸し付けにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、④についてお答えいたします。駐車場内での事件・事故等の連絡先についてですが、佐敷駅前駐車場は無料で開放している駐車場でございますので、設置しておりません。なお、設置目的の看板につきましては、看板がなくなっているとの問い合わせがあつておりましたので、設置すべく既に準備を進めているところでございます。

次に、主題３の役場庁舎の案内表示板設置についてでございます。これにつきましては、各課の案内設置板につきましては、平成３０年４月１日より組織再編を行いますので、これに併せまして設置すべく既に準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 質問の４については、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 質問４についてお答えします。現在、教育委員会で所有するスクールバスは１６台です。平成２３年度以降、車両の入れ替えの際にはステップ付きのバスを購入しております。既に５台はステップ付きのバスでございます。今後も計画的にステップ付きのバスに切り替えていく予定です。

以上です。

○議長（寺本修一君） 再質問はありませんか、坂本君。坂本君。

○２番（坂本 登君） 今、町長からも、町民の負担を抑えるべく、据え置くというふうに答弁されました。全員協議会でもこのことは説明を受けていましたので、やはり全員協議会だけでなくですね、このやっぱり最高決定機関のこの本会議において、どうしても答弁を欲しかったということで答弁を求めました。

そこで、どういう制度に変わったか、どういう説明を受けたかというのをちょっと繰り返したいと思います。国民健康保険制度都道府県化に伴う改正について、全員協議会の場で国保制度改革の概要、改革後の国保の運営に関わる都道府県化と市町村それぞれの役割、改革後の国保財政の仕組み、国保の市町村別標準保険料の説明を受けました。その中で改定された主なことは、これまでは町が保険料率を決定していたのが、県が標準保険料率を提示し、それに基づいて町が保険料率を決定するというのが一つ。もう一つは、保険事業費納付金を町が１００％県に納めなくてはならないという、この二つが大きな変化だと思います。

町長から、平成３０年度国民健康保険税に対する本町の対応として、県から示さ

れた平成30年度の1人当たりの標準保険料は6万1,832円で、平成28年度と比較しますと、1人当たり3,398円の負担増となります。本町は、これまで安定した国保運営を行っており、制度改正に伴い、町民の負担増とならないよう、今ある財源を最大限活用することで保険税を据え置きますと、全員協議会でも説明をされ、今、町長からの答弁もいただきました。

制度改正により、保険税は平成28年度と比較して1人当たり3,398円の負担増になるところを、町民の負担増とならないよう保険税を据え置くことは評価できます。平成30年度県への納付金は、国保の予算書によると6億2,989万6,000円となっており、これを100%県に納める必要があります。この6億2,989万6,000円の内訳は、これも予算書によりますと、特定財源、県支出金2億3,263万円、その他1億1,613万7,000円、一般財源2億8,112万9,000円となっています。また、平成30年度の国民健康保険税の収入は3億203万3,000円が見込まれています。この国保税の収入も県への納付金に充てられるもののようです。

そこで、今後の対応として、県からは標準保険料率を引き上げる通知が懸念されます。理由は、熊本県国民健康保険法施行条例第11条により、県は国民健康保険事業費納付金を徴収するとされています。平成29年9月28日、熊本県国民健康保険運営方針案の中に、保険料水準の統一の考え方として、将来の保険料水準の統一を目指すこととし、保険料水準の激変緩和措置への特例基金の活用終了後の平成36年度時点において、医療費や保険料の水準などの状態を踏まえ、統一に向けた達成時期について、改めて検討を行うと記載されています。

芦北町は、県下では保険料が安いほうですから、統一されれば間違いなく引き上げられることが予想されます。したがって、今後の県への納付金は増えてくることが予想されます。全員協議会の説明で9億円の財源があり、当分の間、またしばらくの間は据え置くと説明されましたが、当分の間とは、せめて県が改めて検討を行うとしている平成36年度時点までは、保険税の引き上げはせず据え置くという考えと理解してよろしいですか。お答え下さい。

○議長（寺本修一君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 平成36年度に、今議員さんがおっしゃいましたように、保険料の統一に向けた検討に入ることとなっておりますが、この統一されるまでの今お話をされましたけれども、今ある財源でですね、対応はできるかというふうに考えてはおりますが、今後は県全体の医療費が伸びた場合、また芦北町の医療費も伸びた場合、そうした場合には、当然、納付金等も増えてくることも予想されますので、やはり将来を見越したところで、安定した財政運営が行ってい

なければならないというふうに考えておりますので、そういったことで対応したいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 財政が最大限活用してということを町長も言われてますので、何とか県が36年度の医療費等を見て検討するということなんで、それまでは何とかやっぱり踏ん張ってもらいたい、そのように申し上げておきます。

次に、収納率向上の取組について、2回目の質問をします。課長答弁で、何ら変わることはないという答弁をされました。熊本県国民健康保険法施行条例第10条の4（2）で、収納率の向上で特別交付金を交付するとされています。運営方針の案の中に第3章、市町村における保険税の徴収の適正な実施とあり、市町村規模別の目標収納率が表示されています。また、目標収納率を達成した場合、達成した項目に応じて特別交付金を措置することで、市町村のインセンティブを確保するとあります。本町は、28年度末の収納率は96.7%となっています。県が示した市町村規模別の目標収納率が95.72%であります。平成30年度も県が示した目標収納率を達成すれば、特別交付金が措置されると理解してよろしいでしょうか。お答え下さい。

○議長（寺本修一君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） お答えします。

今の収納率につきましてはですね、保険者努力支援制度というものがございまして、目標達成しますと、そこから特別交付金ということで措置をされることになっております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 交付されるということはいいことなんですが、それを上げることでですね、本当に厳しい方、払いたくても払えないという方、また軽減措置を受けてる方等ですね、やっぱり生活必需品とか、生活を脅かすようなやっぱり取り立てといいますか、そういうところは配慮していただきたいと、このように申し上げておきます。

国保の最後の質問になりますが、今後の国民保険税の対応について、国の法改正が一番の原因ではありますが、県からは標準保険料率の引き上げが懸念されてきます。また、目標収納率の達成も求めてくるでしょう。私が行った町民アンケートの結果では、回答者の6割の方が国保税の負担が重く、引き下げを望んでおります。芦北町の国保加入者の多くは低所得者です。1人当たりの所得は約33万円で、県下の自治体で下から2番目の低さです。国保加入世帯の72.4%の世帯が国保軽

減世帯です。このような町民の現状から、これ以上の負担がかからないように最大限努力していただきたい。当面は、保険料水準の激変緩和措置への特例基金の活用があるとはいえ、県に国民健康保険の財政運営の主体が移ることによって、今後、町は国保財政の収支尻合わせをすることを一層強いられることになります。収納率向上のインセンティブに対して、町はその目標実現のために、取組を一層強めていくでしょう。懸念されることは、国保税の引き上げと、その徴収が一層強化され、住民の暮らしの実態がおざなりにされないかということです。憲法25条は、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、国民健康保険法は第1条で、この法律は国民保険事業の健全な運営を確保し、以て社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとあります。

町長にお聞きをいたします。国民健康保険の財政運営の責任主体が県に移るにあたって、町は住民福祉の向上の視点に立って、国との関係で正当な財源を要求していくとともに、県に対して問題点を明確にして要求していくことが強く求められているといえます。町長は、定例会初日に平成30年度施政方針と予算大綱の中で、平成30年度から財政運営責任等の都道府県化に対し、制度が円滑に施行されるよう努めてまいりますと言われました。そして、町民負担とならないよう、当分の間、保険税を据え置くと言われました。評価をいたします。今後、最後の砦としての国民健康保険が安心して住みつけられるまちづくりの一環として活かされるよう、町として国及び県に対して、正当な財源及び問題点を明確にして要求してほしいがいかがでしょうか。町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同感でございます。既にもう熊本県の町村会、町村長の集合体でございますが、その努力課題として上げるところでございます。今後も頑張ってもらいたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非、御尽力いただきたいと思います。

次に、佐敷駅前駐車場の管理について、再質問を行います。①③④②と、驚いたことに、②の頻繁に駐車している車両があることを町は把握しているかと質問したのに対して、把握していないと、これはどういう意味ですかね。調査に入ったんですかね。通告は前もってだしているはずですけど、どうですか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 一応②につきましては、満車状態というのは把握しておりますが、頻繁にというその個別のですね、車両までは把握していないという答弁でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ①ですね、駅、商店街の利用者が利用することが設置目的だと答弁されました。それだと、おれんじ鉄道が走ってない時間帯、商店街が閉まっている時間帯、言ったら夜中の1時から4時までぐらいの間、これは利用目的じゃないわけですよね。この車両を止まっているということは把握していないということですか。利用目的以外の車が。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 夜中の駐車につきましては把握しておりませんが、駅の利用者の中には、早朝止められて、夜帰られる方、あるいは翌日というのもありますので、駅の利用者が全て昼間だけということではございませんので、そこまでは把握しておりません。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 調査が本当に緩いと思います。私は、これを町民から声をいただいて、アンケートでいただいたら、1週間にわたって、昼・朝、そしておれんじ鉄道の走ってない時間帯、午前1時、午前4時、全部写真撮ってますので、今言われた夜中でも何台かは、出て、朝帰ってこられるというようなことを言われましたけど、ここでは特定されますからね、言いませんけど、ナンバーも全部写ってますので、同じ車とか、そんなのはもっと真剣に調査すれば分かることでしょう。何でそうしなかったんですか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 先ほど答弁しましたとおりですね、駅及び駅前の利用者ということで、自由にですね、駐車できる駐車場でございますので、そこまで把握していないということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 自由に止めるというのは、その何というんですかね、あたかも利用者が自由にという意味でしょうけど、常駐しているという状態に見えるんですよ。だから、そういう懸念があって、町民の方が声を寄せてきたわけです。だから、もっと真剣に調査をして、そしてその人たちを止めるなど言ってるんじゃないんですよ。やっぱりそこを閉め出すと、夜中に路上駐車とか、そういうふうになる可能性だってあるわけですから、だから住民の方、またその周辺の方と話し合いをもつ場をもって、何が一番いいのか、止めてる人も利用できる、そして駅また商店街を利用する方にも、何台かは置くとか、そういう話し合いをするという気はないんですか。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議員さんのほうからですね、発言がありましたとおり、設置目的がですね、表示した看板等がございませんので、まずはですね、設置目的、駅及び駅前商店街の利用のための駐車場であることをですね、明記した設置目的をですね、一般の方からも看板が前はあったようだがということもありましたので、今準備をしておりますので、まずはその看板をですね、設置しまして、目的を明確にしたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） それは④で答弁されたので、十分理解できます。でも、この本会議のですね、一般質問で町民の声を代弁して提起しているわけですから、もう一步進んで、やっぱり調査してほしい。昼間は利用者、それは分かりませんよ。でも、ほとんど夜の時間帯、日曜日とかはもう空きがないぐらいの状態です。昼はですね、常駐している方は仕事に行かれるのか分かりませんが、半分ぐらいは空いてますけど、そういう状態なんです。それはもう担当が行けば、すぐ分かることですよ。だから、こういう把握していないとか、これはもういかんですよ。もう前もって通告しているわけですから、もっと真剣に調査して、話し合っ、もう今、月極めの駐車場とすることも現在は考えていないということですけど、もう一步進んで、そこまでやっぱり話し合いに持っていくとか、両方向利用する方も、また自由に利用する方もうまいこといくようにですね、やって欲しいというふうに思いますが、ちょっと前向きな答弁が。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 限られたですね、スペース、駐車台数にしまして21台でござい。身障者用を2台含めましてですね。手狭なですね、駐車場でござい。ますので、利用者の方がなるべく有効に利用できるようにですね、まずは看板を設置いたしまして、そういう利用がですね、しやすい駐車場にしていきたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 今の利用目的に合致するようにですね、今はそういう状態になってない。1週間、私ずっと時間別に調査しましたので、そうになってない。同じ車が同じところに止まっている。そういう状態化してますので、是非きちっと調べればすぐ分かりますのでやってください。

次に、役場庁舎内の看板等についてですね。これは準備を進めているということでしたので、町民の声をもう一回申し上げてですね、これも我々知ってる人にとつたら、何ら問題はないんですけど、やっぱり初めて庁舎を訪れる人とか、やっぱりそういう人はほとんど分かりづらいと、そして中には聞くのも恥ずかしいとか、そ

ういった人もいますし、だからそういう面では、もう今答弁にあったとおり、そういうところも分かっているしやって、今準備をしているということですが、いつ頃できるんですかね、これは。

○議長（寺本修一君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 先ほど答弁しましたとおり、4月1日をもってですね、組織のほうを再編いたしますので、今現在ですね、準備していますが、まだ設置ができない状態でございます。4月1日、日曜日でございますので、2日、月曜日からはですね、掲示ができるようにしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） よろしく願いいたします。もうどこの自治体でもですね、本当に、ぱっと入って分かりやすいところに設置してあります。御存じのとおりだと思います。是非よろしく願いいたします。

次に、スクールバス及びツクールバス、これも住民の方々の声をお聞きいただきたいと思います。今、教育課長からですね、計画的にステップバスに切り替えていくということがありましたけど、確認ですけど、これはいつ頃から全車になる計画ですか。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 概ねですね、新車で購入してから20年を目途に今切り替えております。ですので、ただ今、ツクールバスの方で利用されている5台のバスがございしますが、これが4年から9年の間には、全車ステップ付きになると考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） これはですね、学校のスクールバスについてはどうですか。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 学校で利用しているスクールバスにつきましてはですね、既に5台がステップ付きとなっております。併せまして20年を目途にしておりますので、全車、あと10年以内にはステップ付きになってしまいます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） やっぱり今まで事故等というのはありますか。スクールバスもツクールバスも含めて、そのステップのところの乗り降りで。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 現在ですね、スクールバスで使っているステップ付きバスにつきましては、補助ステップを必要とする児童がおりませんので、今のところは使っておりません。ただですね、将来的に障がい等々でステップが必要な児童が出

てくることも考えられますので、整備としてはステップ付きを整備していくという方針でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 非常に良い答弁ですね、現在いないけど、将来出てくるかも分かん。やっぱり私いつも言いますように、一番利用する中で、一番そういう不自由を感じる人の立場で整備をすればですね、健常者にとって、健常者といいますか、高学年の児童・生徒とかは何ら問題はないんですよ。しかし、入学したての小さなお子様とか、車いすは要らなくても、ちょっと御不自由とか、そういった人にとってはですね、あるのとないのではもう大きな違いなんですね。もう御存じのとおりだと思います。だから、やっぱりそういう視点で取り組んでいただきたいというふうに思います。でも、順次そういうふうな計画ということで安心はしました。

それと、スクールバスの件は、やっぱりこの趣旨はもう本当に非常にいいし、今から交通網もですね、やっぱり町の土台にして条例を作るべきだというふうに、僕は提起したこともありますけど、この高齢者にとって、私に直接言われた方は、運転士さんに言えば、待っててくれるし、急がんでいいよとやさしい声は掛けてくれる。しかし、もうやっぱり乗っていらっしゃる方もいるし、車は来るし、もうやっぱり何て言うんですかね、気を遣うということで、その方は諏訪地域の方で、交通量が多いですね、あのへんは。そういうことで、やっぱり本当に気にしていちゃって、そういう本当の何ていうんですかね、その人たち、免許証を返納した人たち、そういう高齢者、障がい者の人たちが、本当に利用して有り難いと思っていらっしゃる、この交通網をですね、より一層利用がしやすい、町民から喜ばれる、また今後利用者は増えてくると思いますので、もう是非ですね、これも、まあ全車にするということですので、あまり強くは言いませんけど、そのような形で進めていただきたい。

教育長にですね、ちょっと答弁してもらいたいんですが、やっぱりそういった本当に弱者の立場で、やっぱりその社会の中でですね、また利用者の中で、一番弱い立場の人のことを考えてやると、健常者には何も問題ない、邪魔にならないんですよ。そういうところの考えはどう認識しておられますか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

常日頃から町長からも、今おっしゃいました依命のこと、町長、弱い立場の皆さんの考えで行政を進めろという御指導をいただいておりますので、しっかり課長答弁のとおりに立たせていただきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 前向きな答弁ですね、良い答弁だったと思います。

また、やっぱりそういう今期はこれで最後で、次あるかないか分かりませんが、この4年間、至らぬ点も多くありまして、各担当課長さんにもいろいろ学ばせていただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） これで坂本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） おはようございます。

私は、一般質問は議員にとっての檯舞台であるということを最初から教わってありました。住民の声や願いを踏まえた責任ある地方政治家の一人として政策論議の場と捉えて、終始一貫、一般質問を重ねてきました。任期最後の定例会、4年間で締めくくる意味でも大事な議会であり、そこで通告しております2つの問題について質問をいたします。

1つは本町で働く外国人技能実習生に対する行政としての支援について、2つに山間地の交通事情と高齢者への対応について質問をいたします。

まず、本町で働く外国人技能実習生に対する行政としての支援についてであります。近年、国内で働く外国人技能実習生の受入先が増加し、本町でも現在、3カ国、14名の実習生が働いております。

質問の1点は、本町で働く実習生の現状をどのように行政として把握されておるのか、まず第1の質問であります。新聞報道でいろいろお聞きと思いますが、働く環境は様々で、現状とは違った報道もなされ、受入企業として大変イメージダウンになり兼ねないものもあるわけでありまして。そういう意味からして、本町には国際交流事業等もあり、力を入れておられます。そういう場の中で、ふれあいの場を設ける、また日ごろの疲れを癒やす意味での交流の輪を広げる等々、一例でありますけれども、そういうのを行政の力として御支援いただけることはできないかということではありますが、技能実習生の労働及び生活環境を守るためには、行政の力が何とでも必要だと考えるわけでありまして。その対応策をどう今後考えていかれるのか、2点目の質問であります。

次に、山間地の交通事情と高齢者への対応について質問します。この質問は12月議会において一般質問がなされており、重複する点もあるわけですが、先日、「山間地の道しるべ 芦北の交通事情」という見出しで、11回にわたる熊日新聞が掲載されております。県内に芦北の現状と課題を発信してもらったと思います。また、竹崎町長はその取材に対して、次のように答えられています。「公共交通網形成計画の策定に向けたアンケートを実施した。」これは12月議会にありましたけども、内容まではちょっと触れられてなかったものですから、質問とするわけであります。アンケートの結果、要望等はどうか明らかなにしたいと思います。また、公共交通網形成計画とは、具体的にどのような計画なのか示してほしいのであります。

2点目は、福祉の視点を積極的に取り入れ、俯瞰的に交通体系を見直すと強調されておられます。大変購読された方は共感されたというふうに思います。具体的に説明を求めるものであります。

以上、質問しましたが、町長の明確な責任ある答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員のお尋ねにお答えいたします。

私からは、質問の主題2の③福祉の視点の件につきまして答弁をさせていただきます。③の御質問につきましては、人口減少や高齢化に伴いまして、今後対応が必要となる公共交通を考えるにあたり、これまでの交通サービスに捕らわれることなく、様々な運行のあり方を考える必要があるとの意味であります。福祉の観点からということではありますが、この福祉はいわゆる広義の意味、広い意味の福祉でございまして、満足すべき生活環境を整えていくということでございますので、さよう御理解をいただきたいと思います。具体的には、今後の交通会議等に諮りながら検討いたしたいと考えております。

ほか残余のお尋ねは、担当課より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 質問の主題1、本町で実習生が働く現状をどこまで把握しているかのお尋ねでございますけれども、現在、技能実習を在留資格とする外国人の住民基本台帳への住民票の登録者数は14人でございます。なお、住民生活課の業務につきましては、あくまでも外国人住民に係る住民登録業務であり、住民票への記載すべき事項に実習先等の登録要件はありませんので、働く現状については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

熊本労働局が公表している技能実習生として、水俣公共職業安定所に届出のあっている、昨年10月末現在の人数は管内で9名ですが、町内における人数、勤務先などの情報は公表されておりませんので、町としましては実習生の働く現状については把握しておりません。

次に、②につきましては、質問1の①で答弁いたしましたとおり、働く現状を把握しておりませんので、支援、対応策につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

質問2の①に関しましては、平成29年10月から12月の間におきまして、地域公共交通網形成計画策定に向けました公共交通に関するアンケートを実施いたしました。調査は公共交通の問題や課題、ニーズや利用意向、費用負担等に関する住民意識の把握を目的としまして、無作為に抽出しました1,942世帯に調査票を送付しております。回収状況は1,113件、回収率は57.3%でございます。なお、結果につきましては、アンケート調査のほかにも鉄道利用者、それから交通事業者へのヒアリングも含めて業務委託を行っておりまして、現在取りまとめ精査中でございます。

次に、②に関しましては、公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして作成する計画でありまして、町が目指す将来像を踏まえた地域公共交通のあり方を示すマスタープランでございます。これまで交通に関するマスタープランがなかったため、今回策定を行うということでございます。なお、この計画策定を行うことで、運行手続き等の期間の短縮、策定の補助等を受けることが可能となります。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1から追質問をいたします。

窓口業務としては、在留カードを発行という形でいいかと思います。私は受入企業でありますので、営利目的で話しているわけではありませんので、御了承いただきたいと思います。もう私は15年前からインドネシア、そしてベトナムに変えたんですけども、まず目的はやっぱりいかに日本の技術を母国に帰ってから伝えるか、そして日本で日本の風土等を学んで、日本の良さを母国に帰ってから何らかの形で、

頑張っって日本に留学したり、日本で働きたいという夢をもつことができる人を育てることができればなという思いでありますし、今ビジネス的になっておりますけども、そういう観点から私はやっておりますし、しかしながら、この労働不足に目を向けますと、外国人労働者を入れなくてはいけない、対応できない事情というのは重々皆さん方も現状を踏まえながら、報道等でも御承知のとおりであろうと思います。

なぜ支援を行政に求めるかという、第一次産業は非常に優遇と言うまでもありませんけども、補助等が確立されて、非常に有り難いことなんですけども、工業においてはなかなかですね、行政のお力を借りるというのは、そう充実してはいないなというふうにも思っておりますけども、いわゆる受け入れて過剰労働をさせるとか、そういうことが非常にクローズアップされて、NHK等でもやっておりますけども、そこにですね、受入団体2,000社ほど今あると思うんですけども、今淘汰されていきよります。受入企業の基準をですね、厳しくやって、誰でもそういう許可を下ろさないようにやって、質が高くなっておりますけども、いわゆる賃金問題とか、そういうのは改善されていくと思っておりますけども、この国会の働き方改革の法改正においてもですね、そういうこともあろうかと思っておりますけども、いわゆる働かせる中で、冒頭申し上げましたように、彼らが3年、最高5年になりますけども、いかに地域に馴染んで、交流しながら働き方、働きを充実した環境の下にやってあげたいという思いでありますし、そのためにはやはり何らかの形で行政の関わりも必要であるんじゃないかと、またしてもらいたいという非常に思いがあります。我が町では国際交流という形で、カンボジアに学校をつくることを、もう久しくやられて、子どもたちの成果も出ていると思っておりますけども、現状、国際交流という我々受け入れている外国人のビジネスではありますけども、その環境の充実はやっぱ見て見逃すわけには今後いけないんじゃないかというふうに、私は感じております。だから、職安でも把握してない。それは行政の責任の中でそういうのはせんでもいいということの取られ方ですけども、そういう時代の行政の時代はもう古いんじゃないかというふうに、私は感じております。住民のサービスをする行政であればですね、ある程度の把握はすべきというふうに、私は思っております。どこの企業に何名、どこの国の人がおるといふぐらひは、せめて把握してるのは行政の当たり前の姿というふうに、私は感じておりますし、在留ビザを発行するにあたり、どこの企業にどこで生活しますは、担当職員は団体ですね、斡旋団体は言っているというふうに思いますので、決してそれは明記せんでもいいんですけども、それは伝えておりますので、それぐらひはやっぱり把握する、また担当課あたりまで、また町長のお耳にも入れておくべきじゃないだろうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、行政の事務としてはですね、きちんと対応しておるわけですが、そういうことで、外国人労働者を使う企業、まずはですね、雇用者側の福利厚生で対応されと思うんですけども、例えば職場のレクリエーション大会を開くとか、誕生会を開くとかですね、そういうことからですね、まず隋より始めよですね、そういうことをやっておられるのかどうかはちょっとよく分からないんですけども、本町では国際交流まつりとか、いろんなことをやっておりますので、もう既に議員さん方、そういう情報はいち早くキャッチするわけでございますので、どうか一つ、国際交流協会は担当職員もおりますので、連携してですね、日本で仕事して良かったと、いろいろ学べるものもあったと。そして、特に会社の社長さんはやさしかったと、また来たいなというようなことをですね、共に一緒にやっていけばどうかと思います。もう東南アジアのほうは15年も行っておられるということでございますので、かなり精通しておられると思いますけども、是非、芦北町国際交流協会にもですね、なっただいて、そういった情報提供もしていただければ、より一層ですね、また求められるものが達成されやすくなるんじゃないかなと思います。おっしゃることはよく理解できておりますので。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 受入企業としてはですね、鋭意努力をしております。敬老会に連れて行ったり、いろんな案内もございます。PRもしていますので、地域ではですね。そして、要するに地区の公役、草刈り等にも参加させております。それがいち早くですね、慣れろのシステムでありますし、やっておりますけども、私はそれは企業として努力はどこでもやっておられると思いますけども、やはりいざというときに、やはり行政として企業に何人おるぐらいは必要じゃないかという初歩的なことを私は言っているんですよ。業務はこれだけでいいということが、行政のやるべき仕事は最たる事務の仕事でありますけども、そこがどうもですね、私は解せないような感じがいたしますし、多分もう事務局から伝えてあると思いますけども、豊後高田市がですね、これは車の製造業が多いんですけども、ここがいち早く取り組んだということで、2月の15日の新聞に載っておりました。新移民時代というのを西日本新聞が特集しておりますが、大分県豊後高田市では賃金や労働時間を市が直接チェックする体制づくりに乗り出した。市も関わって実習生支援、受入団体を設立し、市職員が受入企業を訪ねて労働実態を調べる。人手不足が深刻化する中、実習生を安定的・継続的に受け入れるための施策をしたということでですね、そういう形が目的であって、実習生の住居の確保、要するに空き家とかも整備してやったと。現在、やっぱりもうそのところにミャンマーから通勤というか、送り

迎えをして3人やっておられて、住居にもやっぱり困るということもありますし、そういうのも空き家対策ですね、提供したということもやっておられます。これは先進事例ですね。いち早く引き受けしたのはこういう豊後高田市が九州では初めてなんですけど、ほかはあるか知りませんが、コメントがですね、有識者としてのコメントが載っていますけども、実習生が貴重な労働力となっている以上、行政指導という形で受入団体をつくったり、雇用先企業を監視したりする仕組みは望ましいことであろうと。今後、そういう事態になるだろうという予測もされておられますので、もう多くは語りませんが、そういう実態は今後やってくるのは事実でありますので、今後の政策の課題としてやっていただければというふうに思います。国際交流事業は、案内をこちらから申し込んだりとかすればできると思いますが、してもですね、ちょっと担当のほうに、企画財政課ですかね、国際交流は。まあ別のほうに委託してありますが、そういう形にして申し込みたいというふうに今後思います。

そしてあと一つが、先ほど教育課の中の生涯学習課にも申したですけども、今、町民講座がありますが、町民講座ですね、日本語の講師を招いて、その来ている学生に、講習料は普通の町民講座の料金と構いませんけども、教えていただくことができないだろうか。最たる彼らが来てネックになるのは、日本語を卓越することでありまして、もう来られないんです、3年以上は。来ようと思っても来られないんです。だから、ここに書いてありますが、これは2月号ですけども、技能3年で3級、5年延長できて、2級を取らせるように起業してくださいというふうに指導を団体から、私たちは受けてですね、しかし今の環境では教えること、自学、自習しかできないもんですから、そういう町民講座を利用することができないだろうか、そういう環境を整えてもらうことができないだろうかということですね、要望的になりますけども、一つの国際交流の手段としてできるのではないだろうかかと、私は思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 質問の通告がですね、労働及び生活環境を守るためとありましたものですから、私どもはそのような質問が出るとは想定はしておりませんでした。が、まずさっきの質問に戻りますけどもですね、技能実習生の把握であるとか、あるいは支援策であるということにつきましてはですね、近隣の八代、水俣、津奈木、芦北もですが、把握もしてないし、未実施なんですね。ですから、そういうことは普段からですね、こちらに情報提供していただいておりますと、他の自治体に先んじてですね、いろんなこともできるわけでございますので、一つそのようなことで御理解いただいておりますが、語学の町民講座につきましては、指導者

の問題もありましてですね、なかなか難しいと思いますが、これは教育委員会の所管になりますけど、御提言があったということでですね、受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） ちなみにですね、今のこれは28年度末なんですけども、日本の実態ですけども、もう分かっていらっしゃると思うんですけども、技能実習生という形で来ておられる生徒はですね、22万8,000人、もう30万人近くなっているんです。そして、5年に、2年延長されますので、それが7万5,000人ももうおるんですね、11月1日から移行しましたので。介護のほうも相当、今後あるんですけど、リスクが高いんですね。3級を1年以内で取らんと帰されるんですね。そして、外国人の国としては、その中でベトナムが38.6%、中国が35.4%、フィリピンが9.9%、インドネシアが多かったんですけども、ベトナムに移行をしている状況であります。人間性が良いらしくてですね、そういうことになって。受入企業は業種別に75ぐらいあるんですけども、それを一番多いのが機械金属関係、要するに技能としては溶接工とか、そういう製造業も含めてですけども、それが1位なんですね、14.78%。そして、次に建設業が13.11%、3番目が食品製造、そして繊維類、要するに製造業ですね。5位が農業、八代は5位が飛び抜けて1位に今なっております。ハウス農家が二十数名、1件で入れているところもあります。臨港線なんか通ると、自転車隊がうじゃうじゃおまして、ちょっと生活環境にも影響しているのがありまして、中村市長にもちょっと対談をしたこともありますし、対応もされとるというふうに思います。そういうことで、今回初めてですね、言いましたので、竹崎町政としていち早くですね、取り組む姿勢を見せていただければなあと思っておりますし、実習生の保護に関する基本方針という形の中でですね、地方公共団体の支援を受けることも今後大事であるということも共生という、共に進むという形で、我々の受入団体もですね、そういう形を連携を取ろうとしておりますので、町長もいち早くするのが好きでしょうから、是非お願いをしておきたいと。この労働不足は他町村だけじゃなくて、芦北町にも大変深刻な問題と捉えていただければというふうに思います。もう答弁は要りません。

次に移ります。次は、12月にこういうことがありましたけども、せっかく新聞紙上で11回も連載されましたし、町長も取組に対して、町民の理解等も、他町村にもアピールされたということになりますと、やっぱりですね、ここで一般質問で取り上げてもいいかなというふうに思いまして、こういうことをしたんですけども、まず1点のアンケート調査の中身は、まだ今把握中であるということですけども、担当課としてですね、何が一番だいたい多かったですか、大綱的に。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 調査のその分析とか、現在、今取りまとめ精査中なんですけども、集計のその中間報告として、速報的なところですね、はちょっと今聞いております。先ほどの回収率のほかにですね、ちょっと外出頻度を聞いてありまして、その週に5日以上出ているという方が51.5%、3～4日で19.6、1～2日というのが15.1、月に数日というのが10.5、月に1回以下というのが3.4ということ。また、移動手段は複数回答なんですけども、何を利用されているかとかいうのは、ちょっと聞いております。自分で車を運転していかれる方が40.8、家族の送迎が11.8、おれんじ鉄道が5.9といったものがございます。そういったことをですね、今後聞いて、そういったいろんな分析をですね、してもらおうと思っております、それが今精査中ということでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 十分精査されましてですね、町民の奉仕者としての役割を果たしていってほしいというふうに思います。各議員の皆さんも多分、今、必死に地域を歩いて、いろんな要望を聞いておられると思いますので、私の質問の中は十分だいたい分かっておられると思いますけども、やはり山間地においては、ちょっと黒岩のほう行きますと、タクシーに上原行きとか書いてありますが、そういうのはちょっとどういうシステムでタクシーを利用されておりますかね。行政が頼んでいるやつですかね。タクシーに上原行きて、ステッカーが貼ってあったんですけども、ちょっとお願いします。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 多分、乗合タクシーのことだと思うんですけども、29年の10月からですね、10月2日からその乗合タクシーの運行開始をしております、今7路線で10系統ですかね、で今それを運行している状況でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。通告範囲内で質問をお願いします。

○12番（川尻成美君） そして、今からその交通網形成計画、要するにマスタープランという中長期にわたっての計画をなされるわけですけども、だいたい日程としてはどういう形で、どういう方々をして、いつ頃できるのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 今後ですね、3月の下旬にですね、第1回をですね、開こうかというふうに、今考えております。その後ですね、回数を重ねまして、そしていろんな、メンバーについてはですね、交通事業者、それから住民の代表、

国・県の行政機関の方々がメンバーになります。その中でその計画を策定していくわけですが、今年度中にですね、まとまればというふうに考えておりますし、それを受けまして、先ほどですね、御質問がございましたけども、良いシステムを作っていくと。そして、それが31年度中にですね、変えられていけばいいなというふうに、今ちょっと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今年度中といえば、29年度ですから、ちょっと厳しいなと思うんですけど、こちらが指摘しました。30年度に多分立案されると思います。

ただ形だけの計画ではいけないので、十分住民の意向を考慮した計画にならないといけないということを思っておりますので、その点は配慮されると思います。委員の方々もそういう選定の中で選ばれるべきだと思いますので、提言をしておきたいと思います。

町長が福祉の視点というのは、満足できる生活の中で全体像を言っているんだと、生活環境の中でですね。それと、老いも若きも普通の人も一緒であるというのが、その福祉の向上という形であると。行政の最たる一番の目的でありますけども、ツクールバスは非常に喜ばれております、今、路線バスがなくなったところは。しかし、3号線のところはバス停じゃないと降りられない、止まらない、非常にまた引き返して、一番メインのところに、病院とか、金融機関とか、スーパーとか、そのところはやっぱり行けない状況もあると。見直しをされるという企画財政課におかれましては、そういうこともしております。十分、私は意向をですね、区長さん方に、まず住民が伝えて、直接議員に言われるところもありますけども、行政区長あたりがやっぱり把握をするように、区長会あたりで取りまとめをされれば、さらに効率よくなりますし、いちいち陳情を受けた、要望を受けたところに、また行って答えにやいかんものですから、なかなかそれも私たち議員の使命でありますけども、その点、どんなふうに考えておられますか。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。先ほどの年度の訂正も踏まえて、答弁をお願いします。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 先ほどの答弁で、私が今年度中にと申し上げましたのは、30年度の誤りでございます。失礼いたしました。

今の議員さんの質問でございますけども、区長さんからということでございますので、区長さんの代表もですね、この委員会には入っておられますし、うちのほうからですね、現在、その空白地帯、乗合タクシーですね、運行させていただいておりますけども、その中でもですね、いろいろな御意見をですね、いただいている

ところですよ。そういったものも含めてですね、今度、6月ぐらいを目途にですね、見直しをかけて、今の運行状況をですね、かけてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間も少々残っておりますけども、いわゆる今回の質問は、新しく行政として取り組まれてはいかがだろうかという提案的なこともございましたし、我々、3月末で任期が切れます。そういう形でまた戻ってくればですね、残された課題は大いに議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく、希望の見える芦北町の行政をされんことをお願いしたいというふうに思って、任期最後の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） これで川尻君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時35分

平成30年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月13日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝第1から第11まで）

- 第 1 議案第 4 号 平成30年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 5 号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 6 号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 7 号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 8 号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 9 号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第10号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第11号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第12号 平成30年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について
- 第11 議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

（一括議題＝第12から第16まで）

- 第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君

13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	下 田 研 君	企画財政課長	一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君	住民生活課長	田 渕 耕 一 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	上 野 孝 司 君
--------	-----------	----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 1 議案第 4号 平成30年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 5号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 6号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 7号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 8号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 9号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第10号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第11号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第12号 平成30年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第13号 芦北町債権管理条例の制定について
- 第11 議案第14号 芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第1、議案第4号「平成30年度芦北町一般会計予算」から日程第11、議案第14号「芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました平成30年度芦北町一般会計予算及び条例の1件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成30年度の一般会計予算総額は、前年度比2,000万円減の97億3,200万円が計上されております。地方交付税は、前年度比5,000万円減の36億2,800万円が見込まれ、町債として過疎対策事業債などを含め9億3,640万円が措置されております。

特別会計は、7会計の合計で、前年度比5億9,810万円減の60億600万円となっており、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成30年度の

予算総額は160億8,000万円となっております。

企画財政課では、前年度比9,209万4,000円減の14億1,970万6,000円が予算計上されております。主な減額の理由は、長期債元金、起債の償還に係る利子等の減によるものです。

主な事業として、ふるさと応援寄附金事業、地域おこし協力隊事業が継続して取り組まれます。また、移住・定住事業においては、利活用可能な空家の確保を図るため、新たに空家改修等の補助制度が創設されます。

光情報通信基盤整備事業は最終年度となり、町内全域で光ブロードバンドサービスの提供が可能となるよう整備が進められます。

主な質疑を申し上げます。ふるさと応援寄附金事業については、返礼品や寄附額に関する質疑があり、返礼品としてはデコポン等の果物やその加工品が多く、寄附金額は1万円が全体の60%を占めているとの答弁がありました。

また、新たに増員する地域おこし協力隊の活動内容に対する質疑があり、「食」に関する活動に従事できるような隊員の募集を行いたいとの答弁がありました。

総務課では、前年度比1億2,645万5,000円増の13億2,788万1,000円が予算計上されております。

主な増額の理由は、芦北消防署建設に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団詰所増築に係る消防施設費の増などによるものです。

平成30年度から田浦基幹支所が田浦支所となり、総務課管轄となります。時代の変化や行政課題に対応するため、効率的な行政組織の見直しや定員の適正化など、行政組織の強化が図られます。

また、職員研修の充実、人事評価制度における職員の意識改革、面談を通じての職場内コミュニケーションが図られ、より効果的な人事管理が行われます。

主な事業として、防犯灯の設置補助の推進や防犯カメラの設置などが計画的に取り組まれ、常備消防支援のほか、積載車1台、小型動力ポンプ2台を購入し、さらなる消防力の強化が図られます。

また、社会保障・税番号制度の自治体間情報連携が本格運用され、電算事務の安定稼働及び適正な事務処理が図られます。

主な質疑を申し上げます。消防施設の増築はどこを計画しているのかとの質疑があり、湯浦の第6分団1部であるとの答弁がありました。また、使用していない消防格納庫はないか、その処分等の考えはないかとの質疑に対し、使用していない箇所があることは承知しており、今後調査し、検討していきたいとの答弁がありました。

議会事務局では、議会費と監査委員費において、前年度比135万1,000円

増の１億２，２５４万９，０００円が予算計上されております。

委員から、主な増額の理由は何かとの質疑があり、議場の椅子購入費の増によるものとの答弁がありました。

主な質疑として、議場の椅子は全部取り替えるのかとの質疑があり、老朽化した議長席及び議員席等の椅子の取替えを行うとの答弁がありました。

会計室では、前年度比２３万２，０００円増の１７７万７，０００円が予算計上されております。主な増額の理由は、印刷製本費の増と窓口収納手数料の増によるものです。

主な質疑として、窓口収納手数料が増額になった理由は何かとの質疑があり、金融機関からの要望があり、平成３０年度の予算から１件当たりの取扱手数料の単価を５円増額したためとの答弁がありました。

税務課では、前年度比９４万１，０００円増の３，３９４万７，０００円が計上されております。主な増額の理由は、システム改修業務等の各種業務委託料の増及び職員研修費の増によるものです。主な事業として、平成３３年度の評価替えに向けた固定資産税課税土地評価業務委託が２年間の債務負担行為を設定して行われます。

主な質疑を申し上げます。研修での具体的なスキルアップの方法はとの質疑に対し、県内外の各種専門研修会に参加することで、必要な知識の習得を行うとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました議案第４号「平成３０年度芦北町一般会計予算」につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本委員会に付託されました条例の審査について御報告申し上げます。

議案第１３号「芦北町債権管理条例の制定について」は、債権管理の基準を明確化し、全庁統一した債権管理を行い、財政の健全化と町民負担の公平を担保するため、新たに条例を定めるものとの説明がありました。

県下の制定状況はどうかとの質疑があり、県下９市町村が制定しているとの答弁がありました。また、弱者に対する配慮も必要ではないかとの意見があり、納税相談等を行いながら、慎重な対応を行っていきたいとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第１３号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました予算５議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第４号「平成３０年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

まず、建設課では、交通・情報通信ネットワークの整備に関する事業において、主要事業として位置づけてある町道射場芦北線花岡工区の改良工事が引き続き実施されるとともに、芦北工区の工事にも着手されます。また、その他の町道につきましても計画的な改良や維持補修とともに、交付金を活用した橋りょうとトンネルの定期点検及び山崎橋の補修工事が実施されます。さらに、県道関係については、引き続き改良工事等に係る負担金が措置されています。

次に、排水対策事業として、４地区の地区内排水路整備事業補助金と、７地区の急傾斜地崩壊対策事業費負担金が措置され、住民の安全安心の向上が図られています。

住宅管理費においては、現在策定されている公営住宅等長寿命化計画の見直しが計画され、併せて、効率的かつ適正な維持管理を行うことにより、入居者の住環境整備向上が図られています。

以上、歳出総額は７億７，９０５万８，０００円で、前年比９．２％の減となっています。

委員から、公営住宅の長寿命化計画見直しとはどのようなものかとの質疑に対し、現在の計画は平成２４年に策定したもので、今後必要とされる住宅の適正戸数や規模などを含めて計画を見直すものであるとの答弁がありました。

また、急傾斜地崩壊対策事業について、負担金の違いは何かとの質疑に対し、単県急傾斜地崩壊対策事業は、国庫補助事業の採択要件を満たさないため、県の負担で事業を行うことから負担率が高くなっているとの答弁がありました。

次に、農林水産課の農業振興では、優良農地確保のため、概ね５年に１回行っている農業振興地域整備計画の見直しを行うとともに、高齢化する農業従事者対策として、農作物の品質と生産量を維持することを目的に、農作業委託に対する支援を継続することにより、労働力の確保・生産性の維持が図られています。

果樹振興では、新たにハウス施設の附帯設備の修繕に対して支援が計画され、農地整備関係については、中山間地域総合整備事業で芦北宮浦地区等のほ場整備に取り組むとともに、国見地区や計石地区及び田浦地区などのほ場整備の実現に向けた積極的な取組が計画されています。

林業振興では、活用期に達した森林の伐採や搬出作業に伴う支援が引き続き計画され、皆伐後の跡地荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り作業及びシカネッ

トの設置に対する支援と、1歳児を対象に町産材で作ったおもちゃを贈呈する木育事業なども継続して計画されています。

漁業振興では、地域の海産物及び内水面資源を活かした、他にはない安全・安心・良質な特産品の開発に継続して取り組むとともに、漁港整備事業では、航路の安全性を確保するため、田浦漁港において土砂が堆積し水深が浅くなっている部分の浚渫が計画されています。

農林水産課歳出総額は4億353万3,000円となり、前年比12.0%の減となっています。

委員から、新たに取り組む芦北町漁協のサワラのブランド化について、出荷先はどのように計画されているのかとの質疑に対し、田浦銀太刀と同じ出荷先などが計画されているとの答弁がありました。また、耕作放棄地の解消に向けた取組はどのように進めるのかとの質疑に対し、組織再編により農業委員会が農林水産課に統合されるため、協力して効率的に推進していくとの答弁がありました。

次に、農業委員会では、昨年7月から農業委員11人、農地利用最適化推進委員15人の計26人で新たな組織としてスタートしており、農業委員及び農地利用最適化推進委員と協力して担い手への農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進への取組が計画されています。

農業委員会運営事業費では、農業委員視察研修旅費及び研修時のバス借上料が計上され、歳出総額1,588万7,000円、前年比3.9%の増となっています。

委員から、担い手農地集積推進事業の交付金額は少ないのではないのかとの質疑に対し、受け手の農地に対する賃借料を基準として設定しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、農業集落排水事業及び生活排水処理事業特別会計繰出金のほか、浄化槽設置整備事業については、合併浄化槽50基分の補助金が計上されています。また、飲料水供給施設整備事業では、小規模集落における安定的な生活用水の確保に向け、3水道組合に対しての補助金が計画されており、歳出総額2億1,517万3,000円、前年比3.6%の増となっています。

委員から、各地区等の水道組合の水質検査は行っているのかとの質疑に対し、水質検査はそれぞれの組合で実施すべきものであるが、町として保健衛生面の安全確保の観点から、今後も機会を見て検査を実施するよう指導していきたいとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、商工業振興費で新たな取組として、八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業負担金、中小企業人材育成研修補助金が措置され、プレミアム付商品券発行補助金を増額するなど、消費喚起とともに商工業者の育成及び強

化が図られています。

観光費では、新たに観光うたせ船ブランド化推進事業費、大型クルーズ船等インバウンド環境整備補助金、地域資源PRイベント業務委託料が措置されています。また、主要イベントでありますビーチサッカーやビーチバレー大会などを引き続き開催しながら、県内外へのPRとともに、交流人口の増加が図られています。

芦北海岸維持管理及び公園維持管理事業については、経年劣化に伴う施設の修繕費など、利用環境の向上と管理の適正化が図られています。

芦北海浜総合公園につきましては、老朽施設の整備が計画されており、公園利用者の安全確保と適正な施設管理が図られています。

御立岬公園及び物産館の管理費については、施設の維持修繕を行い、指定管理者と連携した適切な管理運営が計画されており、歳出総額は4億6,370万7,000円、前年比3.3%の増となっています。

委員から、大型クルーズ船インバウンド環境整備補助金とはどのようなものかとの質疑があり、八代港に入港する大型クルーズ船の来客に対し、看板設置やパンフレット作製など、受け入れ態勢を整え、誘客を推進していくとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第4号「平成30年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

平成30年度は、施設の適正な維持管理に加え、長寿命化を図るために行ってきた老朽化の要因を特定する機能診断が平成29年度で完了するため、その機能診断結果に基づき、各施設の機能保全の対策方法を定める最適整備構想の策定が計画されており、予算総額2億1,900万円、前年比0.9%の減となっています。

委員から、最適整備構想の整備とは具体的にどのようなものかとの質疑に対し、機能診断結果を基に老朽化の度合いなどを考慮してランク分けを行い、5年間の適切な補修計画を策定するものとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について申し上げます。

平成30年度も、町が管理する浄化槽からの放流水の状態に応じ、効率的な管理が計画されており、予算総額5,600万円、前年比2.6%の減となっています。

委員から、滞納繰越分使用料の滞納状況はどうなっているかとの質疑に対し、昨年7月25日現在で、18人、約80万円であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 8 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号「平成 30 年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について申し上げます。

平成 30 年度は、湯浦温泉観光センターの内壁及び床等のクロス張り替えを、また計石温泉センターについては脱衣所天井及びカーペットの張り替えを行うなど、湯浦温泉センターと併せて利用環境の改善と適正な管理運営が図られています。

また、大野温泉センターについても、ポンプ取替やシロアリ駆除予防作業が計画され、指定管理者と連携した適正な管理運営が図られており、歳出総額は 1 億 4 0 0 万円、前年比 2.0 % の増となっています。

委員から、大野温泉センターでシロアリ駆除が計画されているが、いつ被害が確認されたのかとの質疑に対し、本年度実施した調査により判明したとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 9 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号「平成 30 年度芦北町水道事業会計予算」について申し上げます。

平成 30 年度は、給水条例の一部改正により、水道使用料の収益が前年比 17.1 % 増と見込まれており、水道事業として前年比 4,300 万円増の予算総額 3 億 4,200 万円が計上されています。

これまでの課題であった、施設や管路の更新及び耐震化を図るため、5 件の配水管布設替えや花岡浄水場耐震診断業務委託等が計上されています。今後は、これまで以上に安定した事業経営並びに健全な運営を維持していきたいと説明がありました。

委員から、今後の布設替工事の予算額は、今回計上している 6,000 万円程度を毎年計画していくのかとの質疑に対し、予算額は平成 30 年度並みになるが、内容は布設替工事だけでなく、耐震化工事なども含め、長期計画に基づき行っていくとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 12 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委

員長報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託されました平成30年度予算関係5議案及び条例1件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号「平成30年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し7,939万9,000円減の17億9,394万円が計上されております。減額の主な要因は、私立保育所運営事業費及び児童手当支給事業費の減などによるものです。

なお、児童福祉において、子ども医療費の無料化については、引き続き18歳までを対象として実施し、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、平成30年度から湯浦地区において新たに開設するなど、保護者の子育てと就労支援を図っていくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。地方消費者行政活性化事業費の増額の要因は何かとの質疑に対し、弁護士相談会を年4回開催していたが、相談件数が多いため、平成30年度から毎月開催するため増額しているとの答弁がありました。

住民生活課では、前年度に対し5,567万3,000円増の19億2,874万円が計上されております。

増額の主な要因は、住民基本台帳・戸籍システムの元号改正に伴う改修委託料及び、広域行政事務組合ごみ焼却施設の維持修繕に係る清掃総務費の増などによるものです。

保健業務では、平成30年度から35年度の6年間を期間とする第3期芦北町健康づくり推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。自殺対策計画を策定する経緯と、どのような内容なのかとの質疑に対し、自殺対策基本法に基づき平成30年度に策定が義務付けられたもので、自殺の要因となる様々な問題に対する各種相談窓口の連携強化への取組等について、保健所や町内医療機関の医師に協力いただいて盛り込んでいくとの答弁がありました。

教育課では、前年度に対し634万円増の4億5,710万5,000円が計上されております。

増額の主な要因は、学校管理費の電子黒板、実物投影機の更新、給食センターの保温食缶の入れ替えなどによるものです。

主な事業として、学校施設の修繕改修工事、教師用道徳教科書・指導書の購入費用等でございます。

主な質疑について申し上げます。入学準備金の支払現状はどうなっているかとの質疑に対し、平成29年度に要綱を改正し、平成30年度入学予定者に対して、平成30年2月に支払いを行いましたとの答弁がありました。

生涯学習課では、前年度に対し9,457万8,000円増の4億4,241万9,000円が計上されております。

増額の主な要因は、芦北町総合コミュニティセンターの基本、実施設計、建設予定地の地質調査・造成計画及び地域活性化センターの吊天井改修工事によるものです。

佐敷城跡観月会など特色ある事業を引き続き開催するとともに、前年に引き続き八代・芦北の七夕綱調査事業に取り組んでいくとの説明がありました。

また、芦北町誌編さん事業について、関連資料の収集、調査、執筆活動など、平成33年度の刊行を目指して進められております。

主な質疑について申し上げます。星野富弘美術館の出前講座の内容について説明願いたいとの質疑に対し、町内小中学校と連携して、心の教育を推進し、星野富弘氏の生き方や作品を通した心の教育に関する講座を、全小中学校に出向いて実施するよう計画しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会にかかります議案第4号、平成30年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。

事業勘定については、前年度に対し6億6,000万円減の29億8,000万円が計上されております。

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる国保運営の都道府県化が始まりますが、制度の円滑な施行に向けて努めてまいりますとの説明がありました。

直診勘定については、前年度に対し300万円減の2,600万円が計上されております。

地域住民が安全安心な生活を送ることができるよう、患者輸送車両による患者送迎で、通院の利便性の確保と診療の効率化を図り、へき地医療支援機構等との連携により、安定した診療体制を構築していきますとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。出産育児一時金の内容と、2人目から給付額に増額等あるのかとの質疑に対し、出産された世帯に1人当たり一律42万円の給付を行う制度ですとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第５号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号「平成３０年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し５,５００万円増の２３億７００万円が計上されております。

平成３０年度は、平成３２年度までを計画期間とする第７期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の１年目となり、第６期計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の取組と、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組んでいきますとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の予算減は、どのような事業見直しを行ったのかとの質疑に対し、地域包括支援センターへの委託事業となっており、正職員で対応できる業務か、正職員以外でも対応できる業務かなどの見直しを行っているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第６号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０号「平成３０年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し５００万円減の２,９００万円が計上されております。

主な質疑について申し上げます。奨学資金予算５００万円の減額理由は何かとの質疑に対し、平成２９年度からの継続貸付者が減少したためであるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第１０号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１号「平成３０年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し１,６４０万円増の２億８,５００万円が計上されております。

平成３０年度も引き続き、健康診査委託事業や歯科健診事業及び人間ドック健診補助を実施し、被保険者の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めるとの説明がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第１１号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４号「芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」について申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、芦北町における居宅介護支援等の事業に係る人員

や運営などに関する基準等について、新たに条例を定める必要があるとの説明がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、総務常任委員長 草野委員長に質疑を申し上げます。

議案第13号、芦北町債権管理条例の制定についてで、大綱的には今の報告で理解をいたしました。これは極めて町民の納税義務とか、あるいは使用料、手数料の支払いについての制定でありますので、そういう観点からですね、本条例の対象となる町の債権はどのようなものか、いっぱいあると思いますので、そういうことを教えていただければというふうに思います。

次に、町民の負担の公平を担保するとありますけども、債権の種類がいろいろ違って、その決めごととも基準も違ってくるというふうに思いますが、その点、どこまで議論されたのかというふうに思いますので、詳細でなくても、質疑、いろいろありましたら教えてください。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 川尻議員の質問にお答えいたします。

趣旨は分かっているということでございましたので、簡単にお答えします。

まず、最初の質問に対してお答えします。債権につきましては、町税、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育所等利用者負担金などの、強制徴収権債権が13種類、住宅料、上下水道料、幼稚園授業料、奨学資金貸付金償還金などの非強制徴収権が33種類あるとの説明がありました。

次に、2点目の質問でございますが、債権については種類ごとに徴収や滞納処分 of 根拠条文が各法令に分かれて規定されており、滞納処分に必要な手続きが債権ごとに異なっていることから、債権を適正に管理するために、統一した台帳を整備し、強制執行や債権の放棄などを定め、税法等の基準に基づいて判断するとの説明がありました。

以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 了解をいたしました。

後でこの決定をしますと、あといろいろ細則とかあろうと思います。総務課のほうでいろいろ資料等、後で私、見たいと思います。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号から議案第14号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第4号、平成30年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 議案第4号、平成30年度芦北町一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

この予算案は、新たに中小企業人材育成研修補助金の措置やトップアスリートの合宿誘致事業の取組、移住・定住の促進、学童保育の新たな開設、健康増進課の設置、また引き続き18歳までの子ども医療費助成事業など、新規事業、または引き続き事業として予算化しており、全体としては限られた財源で町民要求を具体化していると評価できます。しかし、町交際費は引き続き300万円を計上しております。町交際費の削減については、町長の政治姿勢の問題として、これまでも意見を述べてきました。経費の約半分が特産品の支出です。宣伝ということですが、手土産の感が否めません。一定の特産品支出先の基準を設け、毎月の詳細を公表すべきです。町長自身が政治決断をし、財政運営の先頭に立つことを申し上げます。

以上の理由で、議案第4号、平成30年度芦北町一般会計予算に反対です。議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（寺本修一君） ただいま反対討論がありました。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。藤井君。

○13番（藤井公明君） 町交際費、賛成の立場で意見を述べます。

これは毎回、これについては反対討論があっております。これにつきましては、今、意見の中で町長がこの予算を使うような意味にとれるような発言をしておりますが、これは町全体で使っておる交際費ですので、ここはですね、十分理解をしなければいけないと思います。交際費の使途につきましてはいろいろありますが、今申し上げた、意見が出たように、来訪者や、あるいは訪問先に対する町の特産品等々を購入するということ、これが多くやっぱり含まれておるのは事実ですが、消費拡大のですね、ためにも、これはですね、大いに大事なことはないかと思っておりますので、この予算はですね、必要不可欠だと思っております。したが

って、本議案に対し賛成の立場で意見を述べます。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第5号「平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第6号「平成30年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

日程第４、議案第７号「平成３０年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第７号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７号は原案のとおり可決しました。

日程第５、議案第８号「平成３０年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８号は原案のとおり可決しました。

日程第６、議案第９号「平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第９号は原案のとおり可決しました。

日程第７、議案第１０号「平成３０年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第11号「平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第12号「平成30年度芦北町水道事業会計予算」について、討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） まず、委員長報告に反対の発言を許します。坂本君。

○2番（坂本 登君） 議案第12号、平成30年度芦北町水道事業会計予算について、反対の立場から討論します。

平成29年給水使用料の収入は1億9,799万円です。平成30年度当初予算の水道料金収入は2億3,189万1,000円であり、給水使用料収入の増額は3,390万1,000円となっています。反対の理由は、この増額の3,390万1,000円は、加入世帯の負担になってくるということです。これは1世帯で計算すると6,763円の負担増になります。私が行った町民アンケートの結果、暮らしは苦しくなったが、回答者の6割いる状況です。現在、厳しい生活を送っている町民にとっては、大きな負担増となります。

このような状況の中、給水使用料1世帯6,763円の負担増は、加入世帯の皆さんの生活に大きな影響を与え、認めるわけにはいきません。水道の使用は住民が生きていくために絶対に必要なものです。

地方公営企業法第3条には、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されてい

ます。水道事業の本来の目的は、公共の福祉の増進であり、値上げをどう抑えるか、もっと真剣に考えなければなりません。

総務副大臣通知で、毎年度、地方公営企業繰出金を計上するとしてあること、公営企業債や一般会計からの繰入金など、つまり起債をしたときや、起債と繰り入れを組み合わせたりして、負担増にならないよう、ありとあらゆる努力をし尽くすことが必要です。

以上の反対理由を述べます。議案第１２号、平成３０年度芦北町水道事業会計予算について反対いたします。議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。宮尾君。

○１０番（宮尾秀行君） 委員長報告に対する賛成の討論をいたします。

使用料の改定については、昨年１２月定例会において条例が議決をされており、その結果により予算が編成をされております。坂本議員の値上げに対する間違った認識を町民に伝えれば、誠意をもって町民に対して事業を行っている水道課も信頼を失墜しかねないどころか、災害時には町民への命の送水ができない老朽化が著しい施設を更新や耐震化を決定、計画的に実施しなければ、災害時の命の水が送水できないところであります。

以上のことから、本議案につきましては、委員長の報告のとおり賛成をいたします。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決しました。

日程第１０、議案第１３号「芦北町債権管理条例の制定について」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第14号「芦北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第12から日程第16までの各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員